

犯罪被害者等支援関連事業

(令和2年度版)

目 次

1	この冊子の目的	1
2	犯罪被害者等支援に関する国の取組	1
3	犯罪被害者等支援に関する三重県の取組	1
4	推進計画の体系	2
	(1) 基本方針	2
	(2) 具体的施策	2
5	犯罪被害者等支援関連事業	2
	(1) 推進計画に基づく体系	2
	(2) 各事業の概要	3

A 相談及び情報の提供（条例第15条、第18条）

○ 条例第15、18条 犯罪被害者等が直面しているさまざまな問題や損害賠償請求に対する相談・情報提供等に資する事業

◇	高齢者虐待防止事業【医療保健部】	3
◇	地域自殺対策緊急強化事業【医療保健部】	4
◇	生活困窮者自立相談支援事業【子ども・福祉部】	5
◇	母子・父子自立支援員設置事業【子ども・福祉部】	6
◇	母子・父子福祉センター運営事業【子ども・福祉部】	7
◇	三重県配偶者暴力相談支援センター事業【子ども・福祉部】	8
◇	児童虐待に係る相談【子ども・福祉部】	9
◇	若年層における児童虐待予防事業 妊娠SOSみえ「妊娠レスキューダイヤル」【子ども・福祉部】	10
◇	高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業【子ども・福祉部】	11
◇	障がい者虐待防止・権利擁護事業【子ども・福祉部】	12
◇	障害者相談支援センター運営事業【子ども・福祉部】	13
◇	人権相談事業【環境生活部】	14
◇	フレンテみえ相談室【環境生活部】	15
◇	犯罪被害者等支援に係る総合的対応窓口【環境生活部】	17
◇	性犯罪・性暴力被害者支援事業【環境生活部】	18
◇	交通事故相談事業【環境生活部】	19
◇	消費生活相談事業【環境生活部】	20
◇	労働相談室運営事業（「三重県労働相談室」）【雇用経済部】	21
◇	ホームページによる雇用情報提供【雇用経済部】	22

◇ 教育相談事業【教育委員会】	23
◇ SNSを活用した相談事業【教育委員会】	24
◇ 被害者支援要員制度【警察本部】	25
◇ 性犯罪指定捜査員制度【警察本部】	26
◇ 「被害者の手引」の配付【警察本部】	27
◇ 犯罪被害者支援活動【警察本部】	28
◇ 三重県警察性犯罪被害相談電話【警察本部】	29
◇ 少年相談110番【警察本部】	30
◇ 被害者連絡制度【警察本部】	31
◇ 暴力相談電話・組抜け110番【警察本部】	32
◇ 暴力追放活動【警察本部】	33

B 被害の早期回復・軽減のための支援（条例第16条、第17条）

○ 条例第16条 犯罪被害者等の経済的負担の軽減に資する事業

◇ 生活福祉資金貸付事業【子ども・福祉部】	34
◇ 生活保護制度【子ども・福祉部】	38
◇ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業【子ども・福祉部】	39
◇ 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業【子ども・福祉部】	41
◇ 児童扶養手当事業【子ども・福祉部】	42
◇ 私立高等学校等就学支援金交付金【環境生活部】	44
◇ 私立高等学校等入学金補助金【環境生活部】	45
◇ 専修学校高等課程修業奨学金制度【環境生活部】	46
◇ 専修学校専門課程修業支援利子助成金制度【環境生活部】	47
◇ 私立高校生等奨学給付金【環境生活部】	48
◇ 私立専門学校授業料減免補助金【環境生活部】	49
◇ 三重県犯罪被害者等見舞金【環境生活部】	50
◇ 三重県立高等学校授業料減免制度【教育委員会】	52
◇ 三重県立高等学校授業料減免制度（家計急変）【教育委員会】	53
◇ 三重県高等学校等修学奨学金制度【教育委員会】	54
◇ 高等学校等就学支援金制度【教育委員会】	55
◇ 高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度（国公立高等学校等対象）【教育委員会】	56
◇ 犯罪被害給付制度【警察本部】	57
◇ 国外犯罪被害弔慰金等支給制度【警察本部】	58
◇ 公費支出制度【警察本部】	59
◇ （再掲）暴力追放活動【警察本部】	33

○ 条例第 17 条 犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響からの回復に資する事業

◇ ひとり親家庭等家庭生活支援員派遣事業【子ども・福祉部】	60
◇ DV被害者支援事業【子ども・福祉部】	61
◇ スクールカウンセラー等活用事業【教育委員会】	62
◇ (再掲) 性犯罪・性暴力被害者支援事業【環境生活部】	18
◇ (再掲) 教育相談事業【教育委員会】	23
◇ (再掲) 犯罪被害者支援活動【警察本部】	28

C 生活再建に対する支援(条例第 19 条、第 20 条、第 21 条)

○ 条例第 19 条 犯罪被害者等の再被害の防止や安全の確保に資する事業

◇ 被虐待児の一時保護【子ども・福祉部】	63
◇ 再被害防止措置【警察本部】	64
◇ (再掲) 高齢者虐待防止事業【医療保健部】	3
◇ (再掲) 障がい者虐待防止・権利擁護事業【子ども・福祉部】	12
◇ (再掲) DV被害者支援事業【子ども・福祉部】	61

○ 条例第 20 条 犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定に資する事業

◇ 犯罪被害者等の民間賃貸住宅物件情報提供制度【環境生活部】	65
◇ 犯罪被害者等の県営住宅優先枠抽選制度【県土整備部】	66
◇ DV被害者の県営住宅優先枠抽選制度【県土整備部】	67

○ 条例第 21 条 犯罪被害者等の雇用の安定に資する事業

◇ 公共職業訓練費(離転職者用委託訓練)【雇用経済部】	68
◇ 公共職業訓練費(短期課程施設内訓練)【雇用経済部】	69
◇ 若者就業サポートステーション・みえ【雇用経済部】	70
◇ いせ若者就業サポートステーション【雇用経済部】	71
◇ いが若者サポートステーション【雇用経済部】	72
◇ 北勢地域若者サポートステーション【雇用経済部】	73
◇ (再掲) 母子・父子自立支援員設置事業【子ども福祉部】	6
◇ (再掲) 母子・父子福祉センター運営事業【子ども福祉部】	7
◇ (再掲) 労働相談室運営事業(「三重県労働相談室」)【雇用経済部】	21
◇ (再掲) ホームページによる雇用情報提供【雇用経済部】	22
◇ (再掲) 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業【子ども・福祉部】	41

(3) 犯罪被害者等支援関連窓口一覧表	74
A 県内の保健所	74
B 県福祉事務所	75
C 県内の児童相談所	75
D 県、市町の総合的対応窓口	76
E 県内の警察署	78
F 犯罪被害者等支援に関する機関・団体の相談・支援窓口	80
G 交通事故に関する機関・団体の相談・支援窓口	88
H 県内の犯罪被害者団体（自助グループ）	90
I その他の相談等窓口	91

【参考資料】

三重県犯罪被害者等支援条例	96
三重県犯罪被害者等見舞金給付要領	100

1 この冊子の目的

犯罪等*の被害に遭われた方やそのご家族やご遺族の方々（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるなどの直接的な被害に加え、心身の不調や経済的負担の増加、再被害への不安、周囲の無理解や心無い言動等による二次被害にも苦しまれています。

この冊子は、県（警察本部、教育委員会を含む）が実施主体となっているものや他団体に委託・補助を行っている事業のうち、犯罪被害者等の抱える様々な課題への支援に役立つと思われる事業（犯罪被害者等支援関連事業）をまとめたものです。

犯罪被害者等への支援を行う機関・団体等をはじめ、各種の機関・団体等が、犯罪被害者等からの相談に対して、行政サービス等をスムーズにつなぐための資料として活用いただくことを目的としています。

※「犯罪等」：犯罪やそれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為

2 犯罪被害者等支援に関する国の取組

犯罪被害者等への支援（以下「犯罪被害者等支援」という。）に関する法制度としては、昭和 55 年に犯罪被害者等の経済的な支援を目的とした犯罪被害者等給付金支給法が制定されて以後、経済的支援や司法制度における一定の配慮が制度化されてきましたが、犯罪被害者等の抱える様々な課題に十分に応えることはできませんでした。

このため、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現をめざして、平成 16 年に犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という。）が制定されました。基本法では、犯罪被害者等に対する支援に関し、国、地方公共団体及び国民の責務が明記されました。

さらに、平成 17 年には、犯罪被害者等の権利利益の保護がより一層図られる社会をめざして、「犯罪被害者等基本計画」が策定され、犯罪被害者等支援の拡充が図られてきました。現在、「第 3 次犯罪被害者等基本計画」（平成 28 年度から令和 2 年度まで）が示されています。

3 犯罪被害者等支援に関する三重県の取組

基本法の趣旨に則り総合行政のもと施策を推進するため、三重県犯罪被害者等支援施策連絡会議（現 安全安心まちづくり・犯罪被害者等支援施策連絡会議）を設置したほか、性暴力・性犯罪の被害にあった方からの相談や付添い支援等を行うために、平成 27 年に「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を設立しました。

また、平成 31 年 3 月には、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するため、「三重県犯罪被害者等支援条例」を制定（平成 31 年 4 月 1 日施行、以下「条例」という。）するとともに、条例の施行に合わせて、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するために、都道府県では初となる「三重県犯罪被害者等見舞金」を創設しました。

さらに、令和元年 12 月には、条例に基づき、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、「三重県犯罪被害者等支援推進計画」（計画期間：令和 2 年度から令和 5 年度、以下「推進計画」という。）を策定しました。

4 推進計画の体系

(1) 基本方針

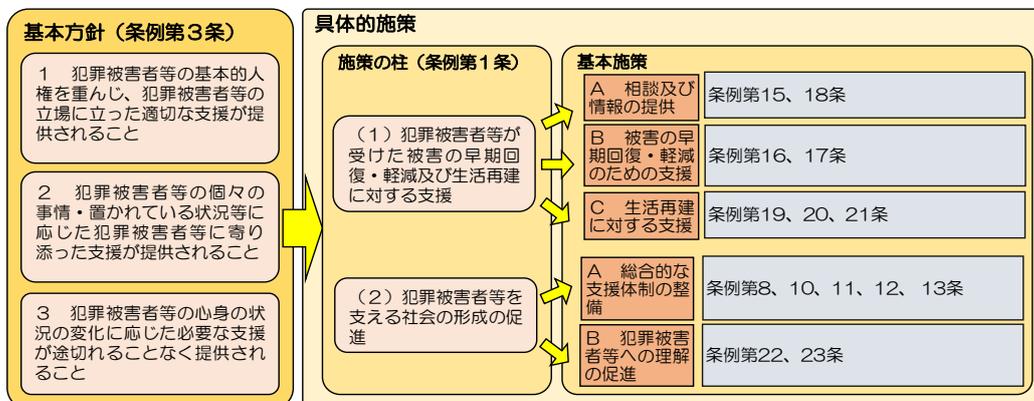
推進計画では、条例第3条の基本理念に基づき、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、次の3つの基本方針を掲げています。

- ① 犯罪被害者等の基本的人権を重んじ、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が提供されること
- ② 犯罪被害者等の個々の事情・置かれている状況等に応じた犯罪被害者等に寄り添った支援が提供されること
- ③ 犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れることなく提供されること

(2) 具体的施策

推進計画の具体的施策は、条例に沿って整理しています。

条例第1条の目的に基づき、「犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援」、「犯罪被害者等を支える社会の形成の促進」の2つを「施策の柱」とし、それぞれの「施策の柱」を条例に沿って複数の「基本施策」に細分化しました。「犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援」は、「相談及び情報の提供」、「被害の早期回復・軽減のための支援」、「生活再建に対する支援」の3つに、「犯罪被害者等を支える社会の形成の促進」は、「総合的な支援体制の整備」、「犯罪被害者等への理解の促進」の2つに細分化し、各施策を推進します。



5 犯罪被害者等支援関連事業

(1) 推進計画に基づく体系

関連事業を推進計画の施策体系に沿って整理しました。個々の事業の概要については、該当ページに記載しています。

なお、ひとつの事業が複数の条文に該当している場合は、目次において、(再掲)と記載しています。

(2) 各事業の概要

【事業名】 高 齢 者 虐 待 防 止 事 業		
【実施主体】 各市町	住 所	
	担当部署等の名	各市町高齢福祉担当課又は地域包括支援センター
	電 話	
【県の関係課等】 医療保健部 長寿介護課 施設サービス班 (電話) 059-224-2235		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○ 補助 委託 なし <input checked="" type="radio"/> その他 (事業実施支援)		
【事業の内容】 〔対象者〕 65歳以上の高齢者 〔相談内容〕 1. 養護者から虐待される又は虐待されている疑いのある高齢者について、専門職員等が相談に応じ、事実確認の調査のうえで、虐待の防止・解消・緩和を図ります。必要な場合は、高齢者の保護や、養護者と高齢者の分離を行います。 2. 養介護施設従事者等から虐待される又は虐待されている疑いのある高齢者について、専門職員等が相談に応じ、事実確認の調査のうえで、虐待の防止と高齢者の保護を図るため、老人福祉法及び介護保険法に規定された権限を適切に行使して対応します。(権限が県に属している場合は、県が支援します。) 3. 養護者や高齢者の親族、養介護施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じ、若しくは消費生活業務の担当部署や関連機関を紹介します。 〔相談受付時間〕 月～金曜 8:30～17:15 (※祝日、年末年始を除く、ただし、緊急を要する場合は、適時対応) 〔相談方法〕 面接又は電話 (メールによる相談については、管轄市町に問い合わせ願います。) 〔経費の要否〕 無料		

【事業名】 地域自殺対策緊急強化事業		
【実施主体】 三重県・各市町	住 所	
	担当部署等の名	こころの健康センター 県保健所、四日市市保健所（P74参照） 市町保健福祉課等
	電 話	
【県の関係課等】 医療保健部 健康づくり課 がん・健康対策班 (電話) 059-224-2294		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○ 補助 ○ 委託 なし その他 ()		
【事業の内容】 [対象者] 1. 住民及びこころの悩みを持っている方 2. 自死遺族 3. ひきこもりの方及びその家族 [支援内容] 1. 自殺予防に関する啓発活動を行います。 2. 面接相談・電話相談を行います。 [相談受付時間] 1. こころの健康センター (1) 電話相談 ① ひきこもり専門電話相談・依存症専門電話相談 毎週水曜日 13:00～16:00 (※祝日、年末年始を除く) 電話 059-253-7826 ② 自殺予防・自死遺族電話相談 毎週月曜日 13:00～16:00 (※月曜日が祝日の場合は、火曜日受付。 年末年始を除く) 電話 059-253-7823 (2) 面接相談 (要予約、まずは上記相談窓口にお問い合わせください。) 津市桜橋3-446-34 (津庁舎保健所棟2階) 2. 県保健所、四日市市保健所 (電話相談・面接相談) 月～金曜 8:30～17:15 (※祝日、年末年始を除く) (※市町保健福祉課等への相談については、管轄市町等に問合せ願います。) [経費の要否] 無料		

【事業名】		
生活困窮者自立相談支援事業		
【実施主体】	住 所	
三重県 福祉事務所を設置し ている市町	担当部署等の名	子ども・福祉部 地域福祉課 生活保護班 14市及び多気町の福祉担当課
	電 話	
【県の関係課等】		
子ども・福祉部 地域福祉課 生活保護班 (電話) 059-224-2286		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○		
補助 委託 なし その他 ()		
【事業の内容】		
【概要】		
福祉事務所を設置している県・14市・多気町において、生活困窮者を対象とした相談窓口（自立相談支援機関）を設置しています。		
相談窓口では、生活に困窮している方を中心として、失業した方や社会的孤立状態にある方、生きづらさを抱えた方なども対象とし、ご本人や家族からの相談に幅広く応じています。		
支援員が必要な情報提供や助言を行うとともに、関係機関と連携するなど個々の状況に応じた支援を行います。		
〔自立相談支援機関（相談窓口）〕 令和元年度		
自治体名	窓 口 名	電話番号
三重県（※）	三重県生活相談支援センター	059-271-7701
津市	健康福祉部援護課	059-229-3541
四日市市	生活支援室	059-354-8466
伊勢市	伊勢市生活サポートセンター「あゆみ」	0596-63-5224
松阪市	松阪市生活相談支援センター	0598-53-4671
桑名市	相談支援室	0594-24-1456
鈴鹿市	健康福祉部保護課	059-382-7640
名張市	なばり暮らしあんしんセンター	0595-64-1526
尾鷲市	生活再生相談室	0597-37-4151
亀山市	生活支援係	0595-82-7985
鳥羽市	暮らし相談支援センターとば	0599-25-1188
熊野市	生活困窮者自立支援係	0597-89-4111
いなべ市	いなべ市くらしサポートセンター縁（えにし）	0594-86-7817
志摩市	くらしサポートセンターふんばり	0599-65-7130
伊賀市	健康福祉部生活支援課	0595-22-9650
多気町	多気相談支援センター	0598-38-8091
※ 三重県は多気町を除く14町を所管しています。		

【事業名】		
母子・父子自立支援員設置事業		
【実施主体】 三重県、各市町	住 所	
	担当部署等の名	県福祉事務所（P 7 5 参照） 各市町福祉事務所
	電 話	
【県の関係課等】 子ども・福祉部 子育て支援課 子育て家庭支援班 (電話) 0 5 9 - 2 2 4 - 2 2 7 1		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○ 補助 委託 なし その他 ()		
【事業の内容】		
【目的】 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の増進を図るため、非常勤の母子・父子自立支援員を県福祉事務所又は市役所に配置し、配偶者のない女子及び男子で現に20歳未満の者を扶養しているもの（母子家庭の母及び父子家庭の父）及び寡婦等に対し、 ① 相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導 ② 職業能力の向上及び求職活動に関する支援 を行います。		
【母子・父子自立支援員の職務内容】 ○母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく情報提供、相談指導 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付及び償還に関する相談指導 ・家庭紛争、結婚その他の諸問題に関する相談指導 ・住宅、子育て、就業などの相談支援 等 ○職業能力の向上などの情報提供、相談指導 ○母子家庭や寡婦の自立にその他必要な支援（児童扶養手当の受給、養育費等） ○父子家庭への支援		
【相談等受付時間】 月～金曜 8：30～17：15 （※祝日、年末年始を除く）		
【相談等方法】 面接又は電話（県福祉事務所はP 7 5 参照）		
【経費の要否】 無料		

【事業名】		
母子・父子福祉センター運営事業		
【実施主体】 (財)三重県母子寡婦福祉連合会	住 所	津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館4階
	担当部署等の名	三重県母子・父子福祉センター
	電 話	059-228-6298
【県の関係課等】 子ども・福祉部 子育て支援課 子育て家庭支援班 (電話) 059-224-2271		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○		
補助	○ 委託	なし その他 ()
【事業の内容】		
〔目的〕 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立の促進を図るため、母子・父子福祉センターの運営を行います。		
〔実施主体〕 指定管理者 一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 (県からの委託事業)		
〔事業内容〕		
1. 事業内容の詳細		
(1) 相談事業 母子家庭の母等に対し、生活、住宅、養育、教育、結婚その他の身上相談に応じ、必要な専門的指導や援助を行います。		
(2) 生活・生業指導、技能習得事業 母子家庭の母等が行う事業に関し、その経営に必要な相談等に応じます。 また、母子家庭の母等が事業を開始したり、就職したりするために必要な知識が習得できるよう技能習得講習会等を実施します。		
(3) 就業促進活動 母子家庭の母等が十分な収入を得ることができ、自立した生活ができるよう、職業能力向上のための訓練や就業機会の創出等を実施します。		
(4) 養育費等支援事業 母子家庭の母等に対し、弁護士による養育費等に関する法律相談を行います。 (※電話での予約が必要です。)		
(5) 文化教養事業 母子家庭等の生活の向上を図るため、講習会、講演会、レクレーションや母子家庭等の方同士の情報交換会を開催します。		
〔開所時間〕		
月～金曜 9:00～17:00		
第1・3日曜 10:00～16:00 (※日曜日は要予約、就業相談のみ)		

【事業名】		
三重県配偶者暴力相談支援センター事業		
【実施主体】	住 所	
三重県、各市町	担当部署等の名	女性相談所、県福祉事務所（P75参照） 各市町福祉事務所
	電 話	
【県の関係課等】		
子ども・福祉部 子育て支援課 子育て家庭支援班 (電話) 059-224-2271		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○		
補助 委託 なし その他 ()		
【事業の内容】		
〔目的〕		
DV被害者からの相談や自立支援を行うため、女性相談所（三重県配偶者暴力相談支援センター）及び県福祉事務所に女性相談員を配置し、相談に応じるとともに、弁護士や心理判定員による専門相談を行い、被害者支援を行います。		
〔事業内容〕		
1. 電話相談・面接相談		
女性相談所（三重県配偶者暴力相談支援センター）及び県・市町福祉事務所において、DV被害に悩む方に対する電話相談・面接相談を実施します。		
相談機関	受付時間（※祝日、年末年始を除く）	
三重県配偶者暴力相談支援センター 電話：059-231-5600	【電話相談】 月・水・金曜 9:00～17:00 火・木曜 9:00～20:00 【来所相談（※要予約）】 月～金曜 9:00～17:00	
北勢福祉事務所	月曜～金曜 8:30～16:00	
多気度会福祉事務所	月曜～金曜 9:00～15:45	
紀北福祉事務所	月・水・金曜 9:15～16:00	
紀南福祉事務所	火・木曜 9:15～15:00	
2. 法律相談		
女性相談所（三重県配偶者暴力相談支援センター）において、弁護士による法律相談を実施します。		
○ 相談日時【完全予約制】		
第2・第4木曜 13:00～16:00		
第3金曜 10:00～12:00（※祝日、年末年始を除く）		
※諸事情により日程を変更する場合があります。		
※事前に相談内容を聴取したうえで、法律相談予約をとりますので、まずは電話（059-231-5600）で相談ください。		
3. 心理相談		
女性相談所（三重県配偶者暴力相談支援センター）において、心理判定員（職員）による心理相談を実施します。		

【事業名】		
児童虐待に係る相談		
【実施主体】 三重県	住 所	
	担当部署等の名	各児童相談所（P 7 5 参照）
	電 話	
【県の関係課等】 子ども・福祉部 子育て支援課 要保護児童・発達支援班 (電話) 0 5 9 - 2 2 4 - 2 8 8 3		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○ 補助 委託 なし その他 ()		
【事業の内容】		
〔対象者〕 児童虐待通告者及び被虐待児		
〔相談内容〕 児童虐待及び児童相談全般		
〔相談受付時間〕		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所虐待対応ダイヤル 1 8 9 (いちはやく) 2 4 時間対応 ・ 各児童相談所 (P 7 5 参照) 月～金曜 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 (※祝日、年末年始を除く、但し、緊急の場合は日時を問わず) 		
〔相談方法〕 面接、電話、手紙等		
〔相談料〕 無 料		

【事業名】		
若年層における児童虐待予防事業 妊娠SOSみえ「妊娠レスキューダイヤル」		
【実施主体】 NPO法人 MCサポートセンター みつくみえ	住 所	
	担当部署等の名	NPO法人MCサポートセンターみつくみえ
	電 話	090-1478-2409
【県の関係課等】 子ども・福祉部 子育て支援課 母子保健班 (電話) 059-224-2248		
【県の関与】 *県以外が実施主体の場合 該当に○		
補助 <input type="radio"/> 委託 <input checked="" type="radio"/> なし その他 ()		
【事業の内容】 予期しない妊娠など妊娠・出産等に悩みを抱える若年妊婦等に対して助産師等による専門電話相談を行います。		
【専用電話】 (電話して)いいよ、なやみ にんしんレスキュー 090-1478-2409		
【相談日時】 毎週月曜・水曜 15:00～18:00 毎週土曜 9:00～12:00 (※祝日、年末年始を除く)		
【相談対応者】 助産師・看護師		
【その他】 相談内容により、関係機関(病院・児童相談所・市町村等)への紹介等の支援を行います。		

【事業名】 高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業		
【実施主体】 三重県身体障害者 総合福祉センター	住 所	津市一身田大古曽670-2
	担当部署等の名	三重県身体障害者総合福祉センター 支援部 福祉支援課
	電 話	059-231-0037
【県の関係室等】 子ども・福祉部 障がい福祉課 地域生活支援班 (電話) 059-224-2215		
【県の関与】 *県以外が実施主体の場合 該当に○ 補助 (委託) なし その他 ()		
【事業の内容】 三重県身体障害者総合福祉センターでは、高次脳機能障がいに関する相談及び支援を行っています。 【相談事業】 1 相談内容 (例) 高次脳機能障がいに関する相談を受け付けています。 ・高次脳機能障がいかどうか診断を受けたい ・仕事がうまくいかない ・どのようなサービスか知りたい ・支援方法を知りたい など 2 相談受付時間 月～金曜 8:30～17:00 (※祝日、年末年始を除く) 3 相談方法 面接 津市一身田大古曽670-2 三重県身体障害者総合福祉センター (※面接は予約制です。まずは下記電話相談窓口にお問い合わせください。) 電話 059-231-0037		

【事業名】		
障がい者虐待防止・権利擁護事業		
【実施主体】 三重県、各市町	住 所	
	担当部署等の名	三重県障害者権利擁護センター 各市町福祉担当課（室）又は障がい者虐待防止センター
	電 話	
【県の関係室等】		
子ども・福祉部 障がい福祉課 地域生活支援班 (電話) 059-224-2215		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○		
補助 委託 なし その他 ()		
【事業の内容】		
三重県障害者権利擁護センターでは、使用者（障がい者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のためにする行為）による障がい者虐待の相談を受け付けています。		
【受付内容等】		
使用者による障がい者虐待の通報、届出		
【相談受付時間】		
月～金曜 8：30～17：15（※祝日、年末年始を除く）		
【相談方法】		
面 接 津市広明町13 三重県庁2階 子ども・福祉部 障がい福祉課内 三重県障害者権利擁護センター		
電 話 059-224-2798 【通報・届出専用】		
FAX 059-228-2085		
【その他】		
「養護者（障がい者を現に養護する者）による虐待」、「障害者福祉施設従業者等による虐待」に関する通報・届出は各市町福祉担当課（室）又は障がい者虐待防止センターにご相談ください。		

【事業名】		
障害者相談支援センター運営事業		
【実施主体】 三重県	住 所	津市一身田大古曾670-2
	担当部署等の名	三重県障害相談支援センター
	電 話	
【県の関係室等】		
子ども・福祉部 障がい福祉課 地域生活支援班 (電話) 059-224-2215		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○		
補助 委託 なし その他 ()		
【事業の内容】		
三重県障害者相談支援センターでは、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所として、障がいのある方に対する相談・判定を行っています。		
1 身体障がい、知的障がいのある人の医学的・心理学的判定などを行い、様々な問題について、総合的な相談に応じます。		
2 身体障がい、知的障がいのある人が充実した生活を実現するため、支援する関係者及び関係機関とともに支援体制づくりに協力しています。		
【相談受付時間】		
月～金曜 8:30～17:15 (※祝日、年末年始を除く)		
【相談方法】		
・面 接 津市一身田大古曾670-2 三重県身体障害者総合福祉センター内		
※知的障がいのある人の相談・判定は予約制です。居住地の市町を通してお申し込みください。相談等をお受けする場所は、当センターや市町の会場などです。		
・電 話 【総務・身体障害者支援課】身体障害者手帳・療育手帳の交付に関すること 059-236-0400		
【総務・身体障害者支援課】身体障がい者の補装具等の判定に関すること 059-232-7356		
【知的障害者支援課】 059-232-7531		
・FAX 059-231-0687		
・E-mail shogaic@pref.mie.lg.jp		

【事業名】		
人権相談事業		
【実施主体】 三重県	住 所	津市一身田大古曾 6 9 3 - 1
	担当部署等の名	三重県人権センター
	電 話	0 5 9 - 2 3 3 - 5 5 0 0 (相談専用電話)
【県の関係課等】 環境生活部 人権課 人権班 (電話) 0 5 9 - 2 2 4 - 2 2 7 8		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○ 補助 委託 なし その他 ()		
【事業の内容】 人権問題でお悩みの方に、助言や専門機関の紹介などを行い、相談者の自主的な解決を支援する電話相談、面接相談を実施しています。(※祝日及び年末年始は除く)		
【相談員による電話・面接相談】		
1. 相談方法		
面接 津市一身田大古曾 6 9 3 - 1 三重県人権センター		
電話 0 5 9 - 2 3 3 - 5 5 0 0 (相談専用電話)		
2. 相談受付時間		
月～金曜 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (※祝日及び年末年始は除く)		
【弁護士による法律相談】		
第3水曜 1 3 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0 【予約制】 (※まずは上記相談専用電話に問い合わせください。)		
【経費等】		
各相談の費用は、無料です。		

【事業名】

フレンテみえ相談室

【実施主体】

三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」

住 所

津市一身田上津部田 1 2 3 4

担当部署等の名

三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」

電 話

0 5 9 - 2 3 3 - 1 1 3 1

【県の関係課等】

環境生活部 ダイバーシティ社会推進課 男女共同参画班

(電話) 0 5 9 - 2 2 4 - 2 2 2 5

【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○

補助 委託 なし **その他** (指定管理)

【事業の内容】

性別にかかわらず自分らしく生きていくために、様々な悩みについて相談をお受けし、必要に応じて情報提供を行い、各種専門機関を紹介しながら、相談者が自己決定していけるようにサポートします。秘密厳守、相談は無料です。

〔女性のための相談〕

1. 女性の相談員による「電話相談」

【直通ダイヤル】 0 5 9 - 2 3 3 - 1 1 3 3

相談時間	月	火	水	木	金	土	日
朝 9:00~12:00	休館日※	○	○	○	○	○	○
昼 13:00~15:30		○	-	-	○	○	○
夜 17:00~19:00		-	-	○	-	-	-

※月曜日が祝日の場合、朝・昼相談あり（翌平日は休館日）

2. 女性の相談員による「面接相談」 ー 予約制 ー

電話相談のあと、ご希望や必要に応じて相談をお受けします。

電話相談（0 5 9 - 2 3 3 - 1 1 3 3）でご予約ください。

3. 女性の弁護士による「法律相談」 ー 予約制 ー

夫婦・親子・離婚・金銭問題など法律に関するご本人の問題について、女性の弁護士が相談をお受けします。

電話相談（0 5 9 - 2 3 3 - 1 1 3 3）でご予約ください。

相談時間 第1・3土曜日 13:30~16:30

※第3土曜日は託児あり（無料・事前申込）

〔男性のための相談〕

- 男性の相談員による「電話相談」

人間関係・夫婦・家族・職場・性などの問題について、男性の相談員が相談をお受けします。

【直通ダイヤル】 0 5 9 - 2 3 3 - 1 1 3 4

相談時間 第1木曜日 17:00~19:00

〔LGBT電話相談〕

○ 専門相談員による「電話相談」

こころの性とからだの性が一致せずに悩んでいる、同性が好きなことを打ち明けづ
らい、自分の性別がはっきりとわからない、などの悩みについて、専門相談員が相談
をお受けします。

【直通ダイヤル】059-233-1134

相談時間 第3金曜日 13:00～19:00

【事業名】		
犯罪被害者等支援に係る総合的対応窓口		
【実施主体】 三重県、各市町	住 所	
	担当部署等の名	環境生活部 くらし・交通安全課 各市町犯罪被害者等支援施策担当課（P 7 6 参 照）
	電 話	
【県の関係室等】		
環境生活部 くらし・交通安全課 くらし安全班 (電話) 0 5 9 - 2 2 4 - 2 6 6 4		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○		
補助 委託 なし その他 ()		
【事業の内容】		
犯罪被害者等からのあらゆる相談・問合せに対応して、県庁内関係部局や市町、警察、 その他関係機関や団体に関する情報提供・橋渡しを行うなど、総合的な対応を行います。		
【相談受付時間】		
月～金曜 8：30～17：15（※祝日、年末年始を除く）		
【相談方法】		
1. 三重県 環境生活部 くらし・交通安全課		
○ 面 接 津市広明町13 三重県庁8階 環境生活部 くらし・交通安全課		
○ 電 話 0 5 9 - 2 2 4 - 2 6 6 4		
2. 各市町犯罪被害者等支援施策担当課（P 7 6 参照）		

【事業名】		
性犯罪・性暴力被害者支援事業		
【実施主体】 みえ性暴力被害者支援センター よりこ	住 所	非公開
	担当部署等の名	みえ性暴力被害者支援センター よりこ
	電 話	0 5 9 - 2 5 3 - 4 1 1 5
【県の関係課等】 環境生活部 くらし・交通安全課 くらし安全班 (電話) 0 5 9 - 2 2 4 - 2 6 6 4		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○		
補助 <input type="radio"/> 委託 <input checked="" type="radio"/> なし <input type="radio"/> その他 (<input type="radio"/>)		
【事業の内容】		
〔対象者〕 性犯罪・性暴力の被害にあわれた方		
〔支援内容〕		
1. 電話相談 相談員が電話相談に対応します。		
2. メール相談 相談員が電子メールでの相談に対応します。		
3. 面接相談 必要に応じて、面接相談、カウンセリングを行います。		
4. 法律相談 希望に応じて、弁護士による法律相談を行います。		
5. 医療機関の紹介 産婦人科等と連携し、医療的支援を行います。		
6. 付き添い支援 希望に応じて、病院等への付き添いを行います。		
〔相談受付時間〕 月～金曜 10:00～16:00 (※祝日、年末年始を除く) ※相談は無料です。相談内容等、秘密は厳守します。		
〔相談方法〕		
1. 電 話 相談専用電話 0 5 9 - 2 5 3 - 4 1 1 5 ^{よりこ} ※通話料がかかります。		
2. 面 接 面接相談は予約が必要です。面接を希望される方は、上記相談専用電話で面接日時を予約してください。		
3. メール よりこホームページ (URL : http://yorico.sub.jp) の専用メールフォームから相談できます。		
〔名称について〕 『よりこ』の名称は、性犯罪・性暴力の被害にあわれた方に「寄り添う心」をもって支援していくことを意味します。		

【事業名】		
交通事故相談事業		
【実施主体】 三重県	住 所	津市広明町13
	担当部署等の名	三重県交通事故相談窓口
	電 話	059-224-2201
【県の関係課等】 環境生活部 くらし・交通安全課 交通安全班 (電話) 059-224-2201		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○ 補助 委託 なし その他 ()		
【事業の内容】		
【対象者】 交通事故の被害者、加害者、またその家族		
【相談内容】 (例) ○ 交通事故に対して、どのような損害賠償(治療費・休業補償・慰謝料など)が請求できるか。またその手続きはどうしたらよいか。 ○ 示談の進め方はどうしたらよいか。また示談書の作り方はどうすればよいか。 ○ 調停や訴訟の手続きはどうしたらよいか。		
【相談受付時間】 月～木曜 9:00～12:00、13:00～16:00 (※祝日、年末年始を除く)		
【相談方法】 1. 電話 059-224-2201 2. 面接 要予約、まずは上記電話相談窓口にお問い合わせください。		
【経費】 無料		

【事業名】		
消費生活相談事業		
【実施主体】 三重県	住 所	津市栄町1-954 三重県栄町庁舎3階
	担当部署等の名	三重県消費生活センター相談窓口
	電 話	059-228-2212
【県の関係課等】 環境生活部 くらし・交通安全課 消費生活センター班 (電話) 059-224-2400		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○ 補助 委託 なし その他 ()		
【事業の内容】		
【対象者】 契約に関するトラブルなどを抱える消費者		
【相談内容】 (例) ○ 身に覚えのない請求への対応はどうすればよいか。 ○ クーリングオフはどうすればよいか。 ○ 多重債務で悩んでいるがこれからどうすればよいか。		
【相談受付時間】 月～金曜 9:00～12:00、13:00～16:00 (※祝日、年末年始を除く)		
【相談方法】 面接 津市栄町1-954 三重県栄町庁舎 3階 三重県消費生活センター相談窓口 相談専用電話 059-228-2212		
【経費】 無料		

【事業名】 労働相談室運営事業（「三重県労働相談室」）		
【実施主体】 三重県	住 所	津市栄町1-891 三重県勤労者福祉会館1階
	担当部署等の名	三重県労働相談室
	電 話	059-213-8290 または 059-224-3110
【県の関係課等】 雇用経済部 雇用対策課 働き方改革・勤労福祉班 (電話) 059-224-2454		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○ 補助 委託 なし その他 ()		
【事業の内容】 三重県労働相談室で労働に関わるあらゆる困りごとの相談を受けています。		
【対象者】 どなたでも構いません (すべての労働者の方、使用者の方(ご家族の方等含む))		
【相談内容】 労働に関わるあらゆる困りごとについて、常駐する専門の相談員がお答えします。 一人で悩まずにお気軽にご相談ください。 * <u>労働相談(専門の相談員が対応)</u> (祝日、年末年始を除く) 月・水・金曜 …… 9:00~17:00まで 火・木曜 …… 9:00~19:00まで * <u>弁護士相談(2日前までに予約が必要です)</u> 毎月第2金曜日 …… 13:00~16:00まで * <u>ポルトガル語・スペイン語の通訳</u> (電話相談に通訳を交えた3者通話で対応します) 月~金曜 …… 9:00~16:30まで		
【相談方法】 ◇ 面接…津市栄町1-891 三重県勤労者福祉会館1階 ◇ 電話…059-213-8290 又は 059-224-3110 【※面接もしくはお電話いずれでも構いません。】		
【その他】 (1) 相談は無料です。 (2) ご相談は匿名でも結構です。 また相談内容など個人の秘密は守られますのでご安心ください。		

【事業名】		
ホームページによる雇用情報提供		
【実施主体】 三重県	住 所	津市広明町13
	担当部署等の名	雇用経済部 雇用対策課 地域雇用班
	電 話	059-224-2461
【県の関係室等】		
雇用経済部 雇用対策課 地域雇用班 (電話) 059-224-2461		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○		
補助 委託 なし その他 ()		
【事業の内容】		
<p>三重県のホームページ (http://www.pref.mie.lg.jp/s_kanko/shigoto/index.htm) により、就労支援に関する情報を提供しています。</p> <p>県の実施する若年者、中高年齢者、女性、障がい者等への就労支援、職業訓練等に関するさまざまな取組をはじめ、県内各地で実施される合同企業面接会や各種セミナーなど県以外の関係機関の事業についても情報を収集し、広く情報提供を行います。また登録者向けにメールマガジンを発行し、情報発信を行います。</p>		

【事業名】		
教育相談事業		
【実施主体】 三重県	住 所	津市大谷町12番地
	担当部署等の名	教育委員会事務局 研修企画・支援課 教育相談班
	電 話	059-226-3728
【県の関係室等】		
教育委員会事務局 研修企画・支援課 教育相談班 (電話) 059-226-3728		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○		
補助 委託 なし その他 ()		
【事業の内容】		
子どもたちの心の問題の解決に向けて、幼児から高校生までの子ども、保護者、教職員を対象に、専門的な教育相談を実施しています。ぜひ、ご活用ください。		
【面接相談】		
心理臨床的視点から子どもたちへのかかわり方、よりよい支援のあり方を一緒に考えます。まずはお電話でご予約ください		
① 対 象 子ども、保護者、教職員		
② 内 容 子どもの心やからだの問題、人間関係や生き方の問題等		
③ 相談方法 総合教育センターへの来所による相談（カウンセリングやプレイセラピー等）【要予約】		
④ 電話番号 059-226-3729		
⑤ 相 談 日 月～金曜 9:00～17:00 夜間相談 月・水・金曜 17:00～21:00 (※祝日、年末年始を除く)		
【電話相談】		
【教育相談電話】 (059-226-3729)	【いじめ電話相談】 (059-226-3779)	
[対 象] 子ども、保護者、教職員 [内 容] 子どもの心やからだの問題、人間関係や生き方の問題等 [相談日] 月・水・金曜：9:00～21:00 火・木曜：9:00～17:00	[対 象] 子ども、保護者 [内 容] いじめに関する事 [相談日] 毎日24時間	
【体罰に関する電話相談】 (059-228-0032)	【24時間子供SOSダイヤル】 (0120-0-78310)	
[対 象] 子ども、保護者、教職員 [内 容] 学校における体罰に関する事 [相談日] 月・水・金曜：9:00～21:00 火・木曜：9:00～17:00	[対 象] 子ども、保護者 [内 容] いじめや子どもの悩み全般に関する事 [相談日] 毎日24時間	

【事業名】		
SNS を活用した相談事業		
【実施主体】 三重県	住 所	津市大谷町12
	担当部署等の名	教育委員会事務局 研修企画・支援課 教育相談班
	電 話	059-226-3728
【県の関係室等】 教育委員会事務局 研修企画・支援課 教育相談班 (電話) 059-226-3728		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○ 補助 委託 なし その他 ()		
【事業の内容】 中学生・高校生の相談窓口となるよう、SNSを活用した相談「子どもSNS相談みえ」を実施しています。臨床心理士等が悩みを丁寧に聴き、どうするのが子どもたちにとって一番良いのかを一緒に考えながら相談を行います。		
【対象者】 県内すべての中学生と高校生		
【利用方法】 学校から配付されたチラシのQRコードを読み取り、友だち登録してください。		
【受付時間】 月～金曜 17:00～21:00 (※祝日、年末年始を除く)		

【事業名】		
被害者支援要員制度		
【実施主体】 三重県	住 所	
	担当部署等の名	警察本部交通部高速道路交通警察隊 各警察署（P78参照）
	電 話	
【県の関係課等】 警察本部 警務部 広聴広報課 被害者支援室 (電話) 059-222-0110 (代表)		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○ 補助 委託 なし その他 ()		
【事業の内容】 殺人、強姦性交等、傷害などの身体犯、ひき逃げ事件、交通死亡事故などの、犯罪被害にあわれた方やその御家族・御遺族に対する支援が必要と思われる事件が発生した時には、捜査員とは別に「被害者支援要員」が各種支援活動を担当します。 ○被害者支援要員の具体的な活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院、事情聴取等への付添い ・ 各種相談への対応 ・ 被害者支援要員制度、保険制度等の説明 ・ 犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする関係機関の紹介 		

【事業名】		
「被害者の手引」の配付		
【実施主体】 三重県	住 所	
	担当部署等の名	各警察署（P 7 8 参照）
	電 話	
【県の関係課等】		
警察本部 警務部 広聴広報課 被害者支援室 (電話) 0 5 9 - 2 2 2 - 0 1 1 0 (代表)		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○		
補助 委託 なし その他 ()		
【事業の内容】		
<p>犯罪被害にあわれた方に刑事手続の流れや犯罪被害者支援に関する各種の支援制度をまとめた『被害者の手引』（大切なあなたへ）をお渡しします。</p> <p>なお、『被害者の手引』（大切なあなたへ）は、日本語版、英語版、ポルトガル語版、中国語版、スペイン語版を作成しています。</p>		
【主な記載内容】		
<ul style="list-style-type: none"> ・警察による被害者支援制度 ・刑事手続の概要 ・被害者等のための各種制度 ・各種相談窓口の御案内 		

【事業名】		
犯罪被害者支援活動		
【(県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体) (公社) みえ犯罪被害者総合支援センター】		
【実施主体】 (公社) みえ犯罪被害者総合支援センター	住 所	津市栄町1-891 三重県合同ビル2階
	担当部署等の名	(公社) みえ犯罪被害者総合支援センター
	電 話	059-221-7830
【県の関係室等】 警察本部 警務部 広聴広報課 被害者支援室 (電話) 059-222-0110 (代表)		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○		
補助 委託 なし ○その他 (一部業務委託)		
【事業の内容】		
公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターは、犯罪被害者等支援を専門に行う団体であり、電話や面接での相談を受けたり、日常生活の支援、病院や裁判所等への付き添いなどを行っています。		
【電話相談・面接相談】		
専門的な研修を受けた相談員等による相談を行います。 必要に応じて、臨床心理士による心理相談や弁護士による法律相談も行います。(要予約)		
○面接相談 津市栄町1-891 三重県合同ビル2階 (公社) みえ犯罪被害者総合支援センター		
○電話番号 059-221-7830 <small>なやみなし</small>		
○受付時間 月～金曜 10:00～16:00 (※祝日、年末年始を除く)		
【付添いなどの支援】		
希望に応じて、自宅訪問、警察、病院、検察庁、裁判所等への付添いなどを行います。		
【支援ボランティアの養成】		
相談・支援を行うボランティアの技術の向上を図るため、継続研修を行っています。		
【広報啓発活動】		
被害者の置かれた現状と支援の必要性を社会に周知するための広報・啓発活動を行います。		

【事業名】		
三重県警察性犯罪被害相談電話		
【実施主体】 三重県	住 所	津市栄町1-100
	担当部署等の名	警察本部 警務部 広聴広報課 被害者支援室
	電 話	059-222-0110 (代表)
【県の関係課等】 警察本部 警務部 広聴広報課 被害者支援室 (電話) 059-222-0110 (代表)		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○ 補助 委託 なし その他 ()		
【事業の内容】 性犯罪の被害にあわれた方からの相談に関し専用相談電話を設置しています。 全国統一の短縮ダイヤルにかけると、発信地を管轄する警察本部に繋がります。		
○ 全国統一の短縮ダイヤル #8103 (ハートさん)		
○ 三重県警察性犯罪被害相談電話直通 0120-110-919 (※フリーダイヤルが繋がらない場合) 059-224-8103		
○ 受付時間 24時間 ※ 平日の8:30~17:15は、担当課員が対応します。 それ以外の時間は、警察本部総合当直で対応します。		

【事業名】		
少年相談 110 番		
【実施主体】 三重県	住 所	津市栄町1-100
	担当部署等の名	警察本部 生活安全部 少年課
	電 話	059-222-0110 (代表)
【県の関係課等】		
警察本部 生活安全部 少年課 (電話) 059-222-0110 (代表)		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○		
補助 委託 なし その他 ()		
【事業の内容】		
非行問題、いじめ、犯罪の被害などに関して、少年自身はもちろん、その保護者や友人など誰でも相談できます。		
相談は、警察本部の少年課員が対応します。		
○電話番号 フリーダイヤル 0120-41-7867 <small>よい(子)なやむな</small>		
○受付時間 月～金曜 9:00～17:00 (※祝日、年末年始を除く)		
※時間外は、留守番電話対応		

【事業名】		
被害者連絡制度		
【実施主体】	住 所	
三重県	担当部署等の名	各警察署（P 7 8 参照）
	電 話	
【県の関係課等】		
警察本部 刑事部 刑事企画課		
（電話）0 5 9 - 2 2 2 - 0 1 1 0（代表）		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○		
補助 委託 なし その他（ ）		
【事業の内容】		
殺人、強姦性交等、傷害などの身体犯、ひき逃げ事件、危険運転致死傷罪に該当する事件等の重大な交通事故事件等の犯罪被害にあわれた方やそのご家族・ご遺族に対して、次の事項を連絡する「被害者連絡制度」を行っています。		
【連絡事項】		
①刑事手続及び被害者のための制度 犯罪被害にあわれた方やそのご家族・ご遺族から事情聴取を行った捜査員等が、刑事手続及び被害者のための制度について連絡します。		
②犯人の検挙状況 犯人を検挙した場合には、捜査に支障のない範囲内で犯人の検挙、氏名等について連絡します。 犯人が少年の場合で、少年の健全育成を害すると認められる場合には、保護者の氏名等を連絡します。		
③逮捕された犯人の処分状況 事件を送致した検察庁、起訴・不起訴等の処分結果、公訴を提起した裁判所等について連絡します。		

【事業名】		
暴力相談電話・組抜け110番		
【実施主体】 三重県	住 所	津市栄町1-100
	担当部署等の名	警察本部 刑事部 組織犯罪対策課
	電 話	059-222-0110 (代表)
【県の関係課等】		
警察本部 刑事部 組織犯罪対策課 (電話) 059-222-0110 (代表)		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○		
補助 委託 なし その他 ()		
【事業の内容】		
暴力団に関する相談・暴力団員の組織からの離脱に関し専用相談電話を設置しています。		
○電話番号 059-228-8704 ^{はなれよ}		
○受付時間 月～金曜 9:00～16:00 (※祝日、年末年始を除く)		

【事業名】		
暴力追放活動		
【実施主体】 (公財) 暴力追放三重 県民センター	住 所	津市栄町3-222 ソシアビル5階
	担当部署等の名	(公財) 暴力追放三重県民センター
	電 話	059-229-2140
【県の関係室等】 警察本部 刑事部 組織犯罪対策課 (電話) 059-222-0110 (代表)		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○		
補助	委託	なし () その他 ()
【事業の内容】		
〔暴力追放相談〕 暴力団員による不当な行為等の相談に関し、相談電話を設置しています。 ○電話番号 0120-31-8930 ^{やくざゼロ} 、059-229-2140 ○受付時間 月～金曜 9:00～16:00 (※祝日、年末年始を除く)		
〔暴力追放組織の支援〕 暴力追放運動を推進している地域、職域等の暴力団排除組織に対する支援、暴力追放総会、研修会等に対する講師派遣等、暴力団排除活動を積極的に支援しています。		
〔少年を暴力団から守る活動〕 少年に対し、暴力団に加入しないように指導、助言を行ったり離脱する支援を行うとともに、少年の健全育成のため、民間の少年指導委員と連携して対応しています。		
〔社会復帰支援〕 暴力団から離脱しようとする意思のある者に対する指導、助言を行うとともに、関係機関と連携して暴力団離脱者の就労、社会復帰を促進しています。		
〔被害者救済訴訟支援〕 暴力団員による傷害事件等の被害者に対し、見舞金を支給する救済及び暴力団組事務所等の明け渡し訴訟や損害賠償請求訴訟などの費用について無利子の貸付け等を行っています。		
〔責任者講習 (不当要求防止責任者)〕 三重県公安委員会の委託を受けて、企業、事業所等から選任された不当要求防止責任者に対し、暴力団からの被害を防止するための講習を行っています。		

【事業名】

生活福祉資金貸付事業

【実施主体】 (社福)三重県社会福祉協議会	住 所	津市桜橋2-131
	担当部署等の名	三重県社会福祉協議会
	電 話	059-226-1118 (直)

【県の関係課等】

子ども・福祉部 地域福祉課 福祉・援護班
(電話) 059-224-2256

【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○

補助 委託 なし その他 ()

【事業の内容】

低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯及び失業により生計の維持が困難になった世帯に対し、安定した生活を営むために必要な資金の貸付を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長と在宅福祉及び社会参加の促進を図ります。

〔生活福祉資金貸付条件等一覧〕

資金の種類			貸付条件				
			貸付限度額	据置期間	償還期間	利子	備 考
総合支援資金	生活支援費	失業等により生活再建までの間に必要な生活に要する経費	2人以上の世帯 月20万円 単身 月15万円	最終貸付日から6ヶ月以内	据置期間経過後、10年以内	無利子(連帯保証人が確保できない場合は、年1.5%)	次の全ての条件を満たしていること。 ①収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっていること ②現に住居を有していること、又は住居を有していない場合は、住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること ③生活保護、年金等を含め、他の公的な給付・貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと ④低所得世帯(市町民税非課税世帯程度)であること
	住宅入居費	失業等により住居を失い、新たな住宅の賃貸契約に必要な敷金・礼金等に要する経費	40万円	貸付けの日(生活支援費と併せて貸付けを受ける場合は、生活支援費の最終貸付日)から6月以内			
	一時生活再建費	失業等により生活を再建するために一時的に必要な経費であって、かつ日常生活費で賄うことが困難な経費	60万円				

							<p>⑤社会福祉協議会及び関係機関（ハローワーク等）から、貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること</p> <p>⑥貸付け及び相談支援を行うことにより、世帯の自立と償還が見込まれること</p> <p>⑦生活困窮者自立支援法に基づく自立相談事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること</p>
福祉資金	療養費	・低所得世帯に属する者及び高齢者が負傷又は疾病の療養を行うのに必要な経費（当該療養の期間は原則として1年以内の場合とする。）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	170万円	最終貸付日から6ヶ月以内	5年以内	無利子（連帯保証人が確保できない場合は、年1.5%）	療養期間又は介護サービスを受けるのに必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が1年を越え1年6月以内の場合であって、世帯の自立のために必要と認められるときは、230万円以内
	介護等費	・低所得世帯に属する者及び高齢者が介護サービスを受けるのに必要な経費（当該必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が原則として1年以内の場合に限る。）及びその介護期間中の生計を維持するために必要な経費					
	福祉費	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚、出産及び葬祭に際し必要な経費 ・機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための用具の購入等を行うのに必要な経費 ・住居の移転等に際し必要な経費及び給排水設備、電気設備、暖房設備を設けるのに必要な経費 ・低所得世帯に属する者又は障がい者が就職又は技能を習得するために必要な支度をする経費 ・その他、滞納した年金の掛金等低所得世帯の日常生活上一時的に必要であると認められる経費 	50万円	6ヶ月以内	3年以内	無利子（連帯保証人が確保できない場合は、年1.5%）	
	福祉費（住宅）	・住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅を譲り受けるのに必要な経費	250万円		7年以内		

福祉用具 購入費	・障がい者又は高齢者が、日常生活の便宜を図るための高額な福祉用具等の購入等に必要な経費	170万円		8年 以内		
障がい者 自動車購 入費	障がい者が自ら運転する自動車又は障がい者と生計を同一にする者が、専ら当該障がい者の日常生活の便宜等を図るために自動車の購入を行うのに必要な経費	250万円		8年 以内		
災害援護 資金	低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として貸し付ける資金	150万円		7年 以内		
生業費	生業を営むのに必要な経費	460万円		10年 以内		
技能修得 費	技能を修得するために必要な経費及びその技能修得期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を修得する期間が 6ヶ月程度 130万円 1年程度 220万円	養成課程 修了時点 から6ヶ 月以内	8年 以内		①市町村個人 住民税非課 税の方 ②国家資格等 を取得するた めの長期の公 共訓練コース (12ヶ月未満 のものを除く) 等と職場実習を 一体的に組み合 わせたメニュー の受講前及び受 講後、自立相 談支援機関によ る支援(プラン 作成、就労支援) を受けること。
	技能を修得するために必要な経費及び技能修得期間中の生計を維持するために必要な経費(12ヶ月未満のものを除く。) ※ 令和5年3月31日までの貸付決定に限る。	2年程度 400万円 3年以内 580万円				
緊急小口 資金	低所得世帯に対し、次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要となる少額の資金 ア 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき イ 火災等被災によって生活費が必要なとき ウ 年金、保険、公的給付等の支給開始まで生活費が必要なとき エ 会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき オ 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき カ 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき キ 法に基づく支援や実施機関および関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき ク 給与等の滞りによって生活費が必要なとき ケ 事故等により損害を受けた場合による支出増	10万円	2ヶ月 以内	12ヶ月 以内	無利子	連帯保証人 不要 生活困窮者自立 支援法に基づく 自立相談支援事 業等による支援 を受けるととも に、実施主体及 び関係機関から 貸付け後の継続 的な支援を受け ることに同意し ていること

		コ 社会福祉施設等からの退居に伴う賃貸住宅の入居に伴う敷金、礼金等の支払いによる支出増					
	中国残留邦人等国民年金追納費	中国残留邦人等の国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円	6ヶ月以内	10年以内	無利子（連帯保証人が確保できない場合は、年1.5%）	
教育支援資金	教育支援費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校) 月3万5千円 (高専) 月6万円 (短大) 月6万円 (大学) 月6万5千円	卒業後6ヶ月以内	据置経過期間後、10年以内	無利子	高等学校には、専修学校高等課程を、短期大学には、専修学校専門課程を含む。 ※世帯内で連帯借受人が必要
	就学支度費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円				
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯の生活に要する経費	・土地の評価額の70% ・月30万円 ・貸付期間借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	貸付日から借受人死亡時又は貸付限度額に達した時のいずれか早い方までの間	借受人の死亡等貸付契約の終了時	年3%又は長期プライムレートの低い利率	一定の居住用不動産を担保として必要な生活資金を貸し付ける 連帯保証人 要 ※推定相続人の中から選任
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯の生活に要する経費	・土地及び建物の評価額の70%(集合住宅の場合は、50%) ・生活扶助額の1.5倍 ・貸付期間借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間				連帯保証人 不要

【事業名】								
生活保護制度								
【実施主体】 三重県 福祉事務所を設置し ている市町	住 所							
	担当部署等の名	県福祉事務所（P75参照） 14市及び多気町の福祉事務所						
	電 話							
【県の関係課等】								
子ども・福祉部 地域福祉課 生活保護班 （電話）059-224-2286								
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○								
補助 委託 なし その他（ ）								
【事業の内容】								
〔制度の趣旨〕								
生活保護制度は、生活に困窮している方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。								
〔保護の要件〕								
生活保護は世帯を単位として行い、世帯員全員が、利用できる資産（預貯金、生活に利用されていない不動産等）、能力（働くことができる等）、その他あらゆるもの（年金、手当など）を生活の維持のために活用してもなお、生活に困窮する場合に適用されます。 なお、扶養義務者の扶養（親族等からの援助）は、生活保護法による保護に優先します。								
〔支給される保護費〕								
厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されます。								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">最 低 生 活 費</td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">就労・年金・児童扶養手当などの収入</td> <td style="text-align: center;">支給される保護費</td> </tr> </table>			最 低 生 活 費				就労・年金・児童扶養手当などの収入	支給される保護費
最 低 生 活 費								
就労・年金・児童扶養手当などの収入	支給される保護費							
〔相談・申請〕								
生活保護に関する相談・申請は、お住まいの地域を所管する福祉事務所の生活保護担当までお越しください。生活の状況についてお聞かせいただくとともに、生活保護制度や各種社会保障制度等の活用について説明させていただきます。 なお、福祉事務所を設置していない町にお住まいの方は、お住まいの町役場福祉担当課でも申請の手続きを行うことができます。								

【事業名】		
母子父子寡婦福祉資金貸付事業		
【実施主体】 三重県	住 所	津市広明町 1 3
	担当部署等の名	子ども・福祉部 子育て支援課 子育て家庭支援班
	電 話	0 5 9 - 2 2 4 - 2 2 7 1
【県の関係課等】 子ども・福祉部 子育て支援課 子育て家庭支援班 (電話) 0 5 9 - 2 2 4 - 2 2 7 1		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○ 補助 委託 なし その他 ()		
【事業の内容】 〔目的〕 配偶者のない女子及び男子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて扶養している児童の福祉を増進するため、資金の貸付を行います。 〔貸付金の種類等〕 1. 貸付の種類 事業開始資金、修学資金等 1 2 種類		
資金名	資金使途	貸付対象
事業開始資金	事業をはじめるために必要な資金	母子、父子、寡婦
事業継続資金	事業を続けるための必要な資金	母子、父子、寡婦
就職支度資金	就職するために直接必要な資金	母子、父子、寡婦
医療介護資金	医療または介護を受けるために必要な資金	母子、父子、寡婦
技能習得資金	知識技能を習得するために必要な資金	母子、父子、寡婦
生活資金	技能習得、医療・介護を受ける間の生活資金	母子、父子、寡婦
	母子家庭になって7年未満の世帯の生活資金	
	失業期間中の生活資金	
住宅資金	住宅建設、増築、改築、購入、補修等に必要な資金	母子、父子、寡婦
転宅資金	住居の移転に際し、敷金、住宅の賃借等に必要な資金	母子、父子、寡婦
就学支度資金	就学、修業するために必要な資金	母子、父子、寡婦
修業資金	事業を開始または就職のための知識技能習得資金	母子、父子、寡婦
結婚資金	児童または扶養する20歳未満の子の婚姻資金	母子、父子、寡婦
修学資金	高校、大学等に就学させるための資金	母子、父子、寡婦

2. 貸付対象

- ・母子家庭の母及び父子家庭の父、児童
- ・父母のない児童
- ・母子・父子福祉団体
- ・寡婦、寡婦が扶養している子
- ・40歳以上の配偶者のない女子

3. 貸付限度額

資金の種類により異なります。

4. 据置期間

6ヶ月ないし1年間

5. 償還期間

3～10年以内

6. 利率

無利子又は年1.0%

7. 償還方法

元利均等月賦、半年賦、年賦

【事業名】 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業		
【実施主体】 三重県、各市町	住 所	
	担当部署等の名	県福祉事務所（P 7 5 参照） 各市町福祉担当課
	電 話	
【県の関係課等】 子ども・福祉部 子育て支援課 子育て家庭支援班 (電話) 0 5 9 - 2 2 4 - 2 2 7 1		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○ 補助 委託 なし その他 ()		
【事業の内容】 〔目的〕 母子家庭の母又は父子家庭の父が、指定教育訓練講座を受講する場合や、資格取得のために養成機関等で受講する場合に、給付金や訓練促進費を支給することで、母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援します。 〔事業内容〕 1. 自立支援教育訓練給付金 母子家庭の母又は父子家庭の父が指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料の合計額の6割相当額（20万円を上限とする。ただし、専門実践教育訓練給付の対象となる講座については80万円を上限とする。）を支給します。 2. 高等職業訓練促進給付金 母子家庭の母又は父子家庭の父が就職に有利な資格を取得の際、養成機関での修業期間中（3年を限度とする。ただし、資格取得のために4年課程が必須となる者等については4年を限度とする。）、訓練促進給付金 月額10万円（市町民税課税世帯は7万500円とする。最終1年間は、月額4万円を加算する。）、修了支援給付金5万円（市町民税課税世帯は半額）を支給します。 ※ 平成21年6月5日から平成24年3月31日までの間で養成機関に入学し、養成機関において修業しているものについては、全修業期間を対象。		

【事業名】		
児童扶養手当事業		
【実施主体】	住 所	
三重県、各市町等	担当部署等の名	子ども・福祉部子育て支援課子育て家庭支援班 各市町福祉担当課等
	電 話	
【県の関係課等】		
子ども・福祉部 子育て支援課 子育て家庭支援班 (電話) 059-224-2271		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○		
補助 委託 なし その他 (国給付費負担金交付)		
【事業の内容】		
〔目的〕		
児童の福祉の増進を図るため、父又は母と生計を同じくしていない児童を監護又は養育している者に対して、児童扶養手当を支給します。		
※平成22年8月1日施行日適用（父子家庭にも従来の母子家庭に準じ児童扶養手当の支給を行うことになりました。）		
〔事業内容〕		
1. 支給要件		
18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害のある場合は20歳未満）を監護又は養育している者で、児童が下記の条件にあてはまる場合支給されます。		
(1) 父又は母と生計を同一にしていない児童（離婚、父又は母死亡、1年以上遺棄、裁判所でDV保護命令を受けている、1年以上拘禁等）		
(2) 父又は母が重度の障害（国民年金の障害等級1級程度）にある児童 但し、次の場合は、手当は支給されません。		
①児童入所施設又は里親に措置委託されているとき		
②父又は母の配偶者（内縁関係を含む）に養育されているとき（父又は母が障がい有する場合を除く）		
③受給者及び児童が日本国内に住所がないとき		
2. 支給額（令和2年4月～）		
(1) 全部支給の場合（児童1人） 月額 43,160円		
(2) 一部支給の場合（児童1人） 月額 43,150円～10,180円		
児童が2人の場合は、上記金額に最大10,190円加算		
（一部支給10,180円～5,100円）、3人目以降はさらに最大6,110円（一部支給6,110円～3,060円）ずつ加算されます。		
3. 所得制限		
(1) 受給者本人		
扶養親族のない場合 490千円 1,920千円		
扶養親族のある場合 1人のとき 870千円 2,300千円		
〃 2人以上1人につき 380千円加算 380千円加算		

(2) 扶養義務者等

扶養親族のない場合		2, 360千円
扶養親族のある場合	1人のとき	2, 740千円
〃	2人以上1人につき	380千円加算

4. 公的年金給付等による支給制限

次の場合は、児童扶養手当の全部又は一部を支給しない。

- (1) 児童が父又は母の死亡について支給される公的年金給付等を受けることができるとき。
- (2) 児童が父又は母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。
- (3) 受給資格者が公的年金給付（老齢福祉年金を除く）等を受けることができるとき。

5. 一部支給停止

(1) 停止対象要件

平成20年4月以降児童扶養手当の支給開始月の初日から起算して5年又は、支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年を経過する場合に、支給額の1/2を超えない範囲で支給停止（減額）されます。

(2) 適用除外

- ① 就業している場合
- ② 求職活動その他自立を図るための活動を行っている場合
- ③ 障害を有する場合
- ④ 負傷・疾病等により就業することができない場合
- ⑤ 受給資格者が監護する児童又は親族が障害、負傷・疾病、要介護の状態にあることなどにより、受給資格者が介護を行う必要があり、就業することが困難である場合

【事業名】

私立高等学校等就学支援金交付金

【実施主体】

文部科学省

住 所

担当部署等の名

環境生活部 私学課 私学班・各私立高等学校等

電 話

【県の関係課等】

環境生活部 私学課 私学班

(電話) 059-224-2161

【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○

補助 委託 なし **その他** (国の法定受託事務)

【事業の内容】

私立高等学校等に在籍している生徒等に対し、国が定める要件を満たす場合、所得に応じて就学支援金を支給して、保護者の経済的負担を軽減します。

【対象となる学校】

①平成 25 年度から引き続き私立高等学校等に就学する生徒等の場合

私立の高等学校、高等専門学校（第 1 学年から第 3 学年）、特別支援学校高等部、専修学校高等課程及び各種学校（告示指定外国人学校）

【支給対象要件、支給額】

支給対象要件	支給上限額（月額）
年収 250 万円未満程度の世帯	19,800 円
年収 250～350 万円未満程度の世帯	14,850 円
年収 350 万円以上程度の世帯	9,900 円

②平成 26 年 4 月以降入学生の場合

私立の高等学校、高等専門学校（第 1 学年から第 3 学年）、特別支援学校高等部、専修学校高等課程、専修学校一般課程（高等学校入学資格者を入所資格とする国家資格者養成施設）及び各種学校（高等学校入学資格者を入所資格とする国家資格者養成施設及び告示指定外国人学校）

【支給対象要件、支給額】

支給対象要件	支給上限額（月額）
年収 590 万円未満程度の世帯	33,000 円
年収 590～910 万円未満程度の世帯	9,900 円

※高等学校通信制課程の場合は、支給額上限額が異なります。

【事業名】		
専修学校高等課程修業奨学金制度		
【実施主体】 三重県	住 所	津市広明町13
	担当部署等の名	環境生活部 私学課 私学班
	電 話	059-224-2161
【県の関係課等】 環境生活部 私学課 私学班 (電話) 059-224-2161		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○ 補助 委託 なし その他 ()		
【事業の内容】 経済的な理由により専修学校高等課程で修業することが困難な生徒に対して、無利子で修業奨学金(毎月の「修業費」と入学時のみの「修業支度費」)を貸与し、修業の支援を行います。		
【対象者の条件】 次の条件の全てに該当する方を助成対象とします。 ①三重県内に住所を有する方。(未成年の場合は保護者が三重県内に住所を有している。) ②専修学校高等課程(専ら職業に必要な能力を育成することを目的とし、国家試験又は国家試験に準ずる試験の受験資格が得られるものに限る。)に在学中である方。 ③高等学校もしくはこれと同等以上の教育施設に在学していない、又はこれらの教育施設を卒業していない、もしくは修了していない方。 ④世帯の全所得が経済状況等を考慮して知事が別に定める基準額以下である方。 ⑤日本学生支援機構奨学金、母子父子寡婦福祉資金修学資金、社会福祉協議会の修学資金その他の県が定める奨学金を他に利用していない方。		
【種類と金額】		
①修業費(月額)		
	自宅通学	自宅外通学
国公立	18,000円	23,000円
私立	30,000円	35,000円
②修業支度金(入学時一時金)		
国公立	40,000円 又は 80,000円	
私立	50,000円 又は 100,000円	
【その他】 ・本奨学金は無利子です。 ・返還は、卒業後半年間据え置いた後、原則12年(貸与総額により15年又は18年)以内に、月賦・半年賦・年賦のいずれかの方法で返還いただきます。 ・第三者の連帯保証人1名が必要です。 ・中学3年生(若しくはそれに相当する学年)の時点で奨学生の予約を受けることができます。		

【事業名】		
専修学校専門課程修業支援利子助成金制度		
【実施主体】 三重県	住 所	津市広明町13
	担当部署等の名	環境生活部 私学課 私学班
	電 話	059-224-2161
【県の関係課等】 環境生活部 私学課 私学班 (電話) 059-224-2161		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○ 補助 委託 なし その他 ()		
【事業の内容】 経済的な理由により専修学校専門課程における修業が困難なため、日本学生支援機構の有利子奨学金、日本政策金融公庫による教育ローンの有利子貸付金を借りた方に対して、その利子の全部または一部を補給して修業の支援を行います。		
【利子助成の対象となる貸付】 ①日本学生支援機構有利子奨学金 ②日本政策金融公庫の教育ローン		
【対象者の条件】 次の条件の全てに該当する方を助成対象とします。 ①利子助成を受けようとする方を扶養する方とその配偶者（保護者）が三重県に住所を有すること。 ②専修学校専門課程（専ら職業に必要な能力を育成することを目的とし、国家試験又は国家試験に準ずる試験の受験資格が得られるものに限る。）に在学し、または卒業し、もしくは修了した方。 ③大学や短大などを卒業あるいはそれらに在学していない方。 ④世帯の全所得が経済状況等を考慮して知事が別に定める基準額以下である方。 ⑤日本学生支援機構第一種奨学金、母子父子寡婦福祉資金修学資金、社会福祉協議会の修学資金その他の県が定める無利子奨学金を他に利用していない方。		
【利子補給金】 ・年3%を上限とし、すでに払った利子のみを対象とします。		
【その他】 次の場合、利子助成を打ち切ります。 ①退学した場合 ②大学や短大に入学した場合 ③日本学生支援機構第一種奨学金、母子父子寡婦福祉資金修学資金、社会福祉協議会の修学資金その他の県が定める無利子奨学金を受けることになった場合		

【事業名】		
私立高校生等奨学給付金		
【実施主体】 三重県	住 所	津市広明町13
	担当部署等の名	環境生活部 私学課 私学班
	電 話	059-224-2161
【県の関係課等】 環境生活部 私学課 私学班 (電話) 059-224-2161		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○ 補助 委託 なし その他 ()		
【事業の内容】 私立高等学校等に在籍している生徒等のいる低所得世帯に奨学給付金を支給し、授業料以外の教育費負担を軽減します。		
【支給要件】 次の条件の全てに該当する世帯の方を支給対象とします。 ①保護者等が生活保護又は道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税であること ②保護者等が三重県内に在住していること ③高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者であること(特別支援学校高等部生徒、児童養護施設入所生徒を除く)		
【対象となる学校】 私立の高等学校(専攻科を含む)、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(第1学年から第3学年)、専修学校高等課程、専修学校一般課程(高等学校入学資格者を入所資格とする国家資格者養成施設)及び各種学校(高等学校入学資格者を入所資格とする国家資格者養成施設及び告示指定外国人学校)		
【支給額】		
	上記支給要件を満たす世帯	支給額(年額)
	生活保護受給世帯(全日制等・通信制)	52,600円
	非課税世帯(全日制等【第1子】)	103,500円
	非課税世帯(全日制等【第2子】)※	138,000円
	非課税世帯(通信制)	38,100円
	生活保護・非課税世帯(専攻科)	38,100円
※15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている者がいる世帯で第2子以降の高校生等がいる世帯		

【事業名】			
私立専門学校授業料等減免補助金			
【実施主体】 三重県	住 所	津市広明町13	
	担当部署等の名	環境生活部 私学課 私学班	
	電 話	059-224-2161	
【県の関係課等】 環境生活部 私学課 私学班 (電話) 059-224-2161			
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○ 補助 委託 なし その他 ()			
【事業の内容】 機関要件の確認を受けた私立専修学校の専門課程に在籍する生徒の授業料及び入学金の一部を助成し、保護者等の経済的負担を軽減します。 〔対象となる生徒〕 ①住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生 ②高等学校在学時、大学進学後において学業成績等の基準を満たすこと等 〔対象となる学校〕 要件の確認を受けた私立専修学校 〔助成上限額（年額）〕			
	入学金	授業料	計
住民税非課税世帯	16万円	59万円	75万円
年収約270～300万円 ※非課税世帯の2/3	11万円	39万円	50万円
年収約300～380万円 ※非課税世帯の1/3	5万円	20万円	25万円

【事業名】		
三重県犯罪被害者等見舞金		
【実施主体】 三重県	住 所	津市広明町13
	担当部署等の名	環境生活部 くらし・交通安全課 くらし安全班
	電 話	059-224-2664
【県の関係室等】 環境生活部 くらし・交通安全課 くらし安全班 (電話) 059-224-2664		
【県の関与】 *県以外が実施主体の場合 該当に○ 補助 委託 なし その他 (一部業務委託(見舞金受付支援業務))		
【事業の内容】 犯罪被害者等の被害直後における経済的負担の軽減を図るため、故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた方のご遺族又は重傷病を負い、若しくは、精神療養が必要となった犯罪被害者の方に対して、県が下記の見舞金を給付します。 〔見舞金の種類と給付対象者〕 (平成31年4月1日運用開始)		
種 類	支給額	給付対象者
遺 族 見舞金	60万円	犯罪行為によって、死亡した犯罪被害者の遺族であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有する下記の第一順位遺族。 【給付を受けられる順位】 ①配偶者 被害者の収入によって生計維持をしていた被害者の ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 前記に該当しない被害者の ⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹
重傷病 見舞金	20万円	当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有する者であって、当該犯罪行為によって、重傷病(負傷又は疾病にかかる身体の被害であって療養に要する期間が1か月以上かつ通算3日以上)の入院を要する負傷又は疾病)を負った犯罪被害者
精神療養 見舞金	5万円	当該犯罪被害の原因となった特定の犯罪行為 ^{*1} が行われた時において、県内に住所を有する者であって、当該犯罪行為を起因とした精神疾患によりその療養期間が3か月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断された犯罪被害者 <small>*1 特定の犯罪行為…殺人未遂、強盗、強制性交等、強制わいせつ、略取誘拐及び人身売買(殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む)</small>
<p>※見舞金の申請期間は、当該犯罪被害を知った日から1年以内です。</p> <p>ただし、犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、申請できません。</p> <p>※親族間の犯罪や当該犯罪被害の原因が被害者にあるときは、見舞金が給付されない場合があります。</p> <p>※見舞金の給付を受けた後に給付を受ける資格がないこと、又は偽りその他不正の手段により見舞金の給付を受けたことが判明した場合は、見舞金の給付を取り消され、見舞金を返還しなければなりません。</p>		

〔見舞金申請に係る受付支援〕

公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターでは、見舞金に関する相談の受理や見舞金の申請支援を行うことにより、犯罪被害者等の事務的な負担の軽減及び見舞金の早期受給を図ります。

1. 支援内容

①見舞金に関する相談の受理

見舞金の問い合わせ及び給付申請に関する相談に対応します。

②見舞金の申請支援

- ・申請者等の状況に応じて申請に必要な書類をお伝えします。
- ・申請者等の要望に応じて、申請に必要な書類を取得するために病院、警察、市役所等へ付き添います。
- ・申請者等の要望に応じて、申請者に代わって、県申請窓口（三重県環境生活部くらし・交通安全課）へ申請書類を提出します。

2. 相談方法

①面接 津市栄町1-891 三重県合同ビル2階
公益社団法人 みえ犯罪被害者総合支援センター

②電話 059-221-7830 なやみなし

3. 受付時間

月～金曜 10:00～16:00（※祝日、年末年始を除く）

【事業名】 三重県立高等学校授業料減免制度（家計急変）		
【実施主体】 三重県	住 所	
	担当部署等の名	県立高等学校
	電 話	
【県の関係課等】 教育委員会 教育財務課 修学支援班 (電話) 059-224-2940		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○ 補助 委託 なし その他 ()		
【事業の内容】 <p>三重県立高等学校においては、所得制限や高等学校の通算在学期間が36月（定時・通信制は48月）を超えていることにより高等学校等就学支援金を受給できない生徒、専攻科の生徒又は聴講生から授業料を徴収しています。</p> <p>ただし、所得制限により高等学校等就学支援金を受給できない本科の生徒は、保護者（親権者）等の失職（自己都合退職を除く）、倒産等により、家計が急変したことで、授業料の納付が困難となったと認められる場合、授業料の減免及び徴収猶予を受けることができます。</p> <p>なお、平成26年4月以前から引き続いて三重県立高等学校に在学されている方は、授業料を納める必要がありませんので、家計急変を理由とする減免の対象となりません。</p>		
【対象となる者】 <p>以下のすべての要件を満たす場合、家計急変を理由とする免除もしくは減額の対象となります。</p> <p>①高等学校等を卒業又は修了していない者 ②高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制は48月）を超えない者 ③所得制限に係る要件により就学支援金又は学び直し支援金の支給を受けられない者 ④保護者の失職、倒産の家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった者</p>		
【基準】 <p>以下のいずれかの基準を満たす場合、免除もしくは減額を受けることができます。</p> <p>○免除 親権者がともに失職（自己都合退職を除く）、倒産等により、授業料の納付が困難となった生徒（親権者の一方が就労しておらず、もう一方が失職した場合も含む）</p> <p>○減額 当該生徒の属する世帯の主たる生計者が失職（自己都合退職を除く）、倒産等により授業料の納付が困難となった生徒</p>		

【事業名】 高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度 （国公立高等学校等対象）		
【実施主体】 三重県	住 所	津市広明町13
	担当部署等の名	教育委員会事務局 教育財務課
	電 話	059-224-2827
【県の関係課等】 県立高等学校		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○ 補助 委託 なし その他（ ）		
【事業の内容】 授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、国公立高等学校等の生徒等（以下「高校生等」という。）の保護者等のうち低所得世帯に属する者に対し、高校生等奨学給付金を給付します。		
【対象となる者】 以下のすべての要件を満たす場合、高校生等奨学給付金の給付対象となります。 ① 国公立高等学校等に在学していること。 ② 保護者等が生活保護受給世帯又は道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯 ③ 高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給資格があること（特別支援学校高等部生徒、児童養護施設入所生徒を除く。） ④ 保護者等が三重県内に在住している者		
【支給額】 ※金額は、高校生等1人あたり		
世帯種別		国公立
生活保護世帯（生業扶助受給世帯に限る。）		32,300円（年額）
道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯	通信制に通う高校生等	36,500円（年額）
	1人目の高校生等（通信制以外）	84,000円（年額）
	当該世帯に扶養されている高校生等の兄弟姉妹で2人目以降の高校生等及び15歳以上23歳未満の扶養されている者がいる世帯の高校生等（通信制以外）	129,700円（年額）

【事業名】		
犯罪被害給付制度		
【実施主体】 県公安委員会	住 所	津市栄町1-100
	担当部署等の名	警察本部 警務部 広聴広報課 被害者支援室
	電 話	059-222-0110 (代表)
【県の関係課等】 警察本部 警務部 広聴広報課 被害者支援室 (電話) 059-222-0110 (代表)		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○ 補助 委託 なし その他 ()		
【事業の内容】 殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた方の御遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った方に対して、国が犯罪被害者等給付金を支給するものです。		
【給付金の種類と受給資格者】 (平成30年4月改正)		
種 類	支給額	受給資格者
遺 族 給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の収入とその生計維持関係遺族の人数に応じて算出した額(生計維持関係遺族に8歳未満の遺児がいる場合は、その年齢・人数に応じて加算) ・被害者が死亡前に療養を要した場合は、負傷又は疾病から3年間における保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合計額を加算した額 	支給を受けられる方とその順位 ①配偶者 被害者の収入によって生計維持をしていた被害者の②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 前記に該当しない被害者の⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹
重傷病 給付金	負傷又は疾病から3年間における保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額(上限額:120万円)	重傷病(療養の期間が1か月以上で、かつ、入院3日以上を要する負傷又は疾病)を負った被害者本人
障 害 給付金	被害者の収入と残った障害の程度に応じて算出した額 3,974.4万円(最高額) ～ 18万円(最低額)	障害が残った被害者本人 ・「障害」とは、負傷又は疾病が治ったときにおける身体上の障害で、法令で定める程度の障害
※被害者の年齢や勤労による収入に基づき算定します。 ※親族犯罪や被害者に原因があるときは、給付金の全部または一部が支給されない場合があります。 ※公的補償や損害賠償を受けた場合には、その額と給付金とが調整されます。		

【事業名】		
国外犯罪被害弔慰金等支給制度		
【実施主体】 県公安委員会	住 所	津市栄町1-100
	担当部署等の名	警察本部 警務部 広聴広報課 被害者支援室
	電 話	059-222-0110 (代表)
【県の関係課等】 警察本部 警務部 広聴広報課 被害者支援室 (電話) 059-222-0110 (代表)		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○ 補助 委託 なし その他 ()		
【事業の内容】 日本国外において行われた故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた日本国民の遺族に対して国外犯罪被害弔慰金を、障害が残った日本国民に対して国外犯罪被害障害見舞金を支給するものです。		
〔弔慰金等の種類と受給資格者〕 (平成30年4月改正)		
種 類	金 額	受給資格者
国外犯罪被害弔慰金	200万円 (被害者一人当たりの総額)	支給を受けられる方とその順位 ①配偶者 被害者の収入によって生計維持をしていた被害者の②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 前記に該当しない被害者の⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹
国外犯罪被害障害見舞金	100万円	障害が残った被害者本人 ・「障害」とは、負傷又は疾病が治ったときにおける身体又は精神の障害で、法令で定められるもの(労働者災害補償保険制度における障害等級1級に相当するもの)をいいます。
<p>※ 親族犯罪や被害者に原因があるときは、弔慰金等が支給されない場合があります。</p> <p>※ 国から賞じゅつ金等が支給される場合にも支給されないことがあります。</p>		

【事業名】		
公費支出制度		
【実施主体】	住 所	
三重県	担当部署等の名	警察本部交通部高速道路交通警察隊 各警察署（P78参照）
	電 話	
【県の関係課等】		
警察本部 警務部 広聴広報課 被害者支援室 (電話) 059-222-0110 (代表)		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○		
補助 委託 なし その他 ()		
【事業の内容】		
犯罪被害により傷害を負った場合等に、医療費等の経費の一部を公費で負担し、犯罪被害にあわれた方やその御遺族の経済的負担を軽減します。		
【経済的支援の内容】		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 御家族を亡くされた方……検案書料、司法解剖後の遺体搬送費用・遺体修復費用、ハウスクリーニング費用、カウンセリング費用 ・ 傷害等を負われた方……初診料、診断書料、緊急時の処置・投薬料、緊急時の画像診断料、カウンセリング費用 (傷害については、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの。) ・ 性犯罪被害にあわれた方…初診料、診断書料、再診料、緊急時の処置・投薬料、緊急時の画像診断料、性感染症検査費用、緊急避妊投薬費用、人工妊娠中絶費用、採血料、カウンセリング費用 ・ その他……一時避難場所を確保するために要する費用 		
※ カウンセリング費用は、被害者等の精神的被害回復のため医療行為である診察及びカウンセリングを受診したもの。		
※ 支出の対象事案であっても、事案内容によって除外される場合があります。		

【事業名】		
D V 被害者支援事業		
【実施主体】 NPO法人 女性と子どものヘル プライン・MIE	住 所	
	担当部署等の名	NPO 法人 女性と子どものヘルプライン・MIE
	電 話	
【県の関係課等】 子ども・福祉部 子育て支援課 子育て家庭支援班 (電話) 059-224-2271		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○		
補助	<input checked="" type="radio"/> 委託	なし その他 ()
【事業の内容】		
〔目的〕 DV被害者や同伴する児童（以下、「DV被害者等」という。）の保護及び自立支援を民間団体と協働で行うことにより、DV被害者等が安心して地域で暮らせるよう保護・支援体制の充実を図ります。		
〔事業内容〕		
<ul style="list-style-type: none"> ・ DV被害者等メンタルケア事業 DV被害者等の心の傷を回復させ、自立し安定した生活を送れるよう、DV被害者等に対する心理カウンセリング、心傷回復プログラムを実施します。 ・ 司法手続き同行支援 保護命令や自立のための各種支援制度活用時における手続について、DV被害に関する知識や各種制度に精通したものが市町役場、警察、裁判所等に同行し支援します。 ・ 外国人被害者に対する通訳支援 外国人のDV被害者の相談、各種司法手続き等における通訳のため、DV被害者支援の基礎知識を有する通訳者を派遣します。 ・ 緊急一時避難 一時保護所から遠い場合や夜間などでDV被害者が加害者の元から離れ、緊急的に避難する必要があると認められる場合、指定する宿泊施設に一時的に避難することができます。 		

【事業名】		
スクールカウンセラー等活用事業		
【実施主体】 三重県	住 所	津市広明町13
	担当部署等の名	教育委員会事務局生徒指導課安全・安心対策班
	電 話	059-224-2372
【県の関係課等】 教育委員会事務局 生徒指導課 安全・安心対策班 (電話) 059-224-2372		
【県の関与】 *県以外が実施主体の場合 該当に○ 補助 委託 なし その他 ()		
【事業の内容】 学校に児童生徒の臨床心理に関して、専門的な知識および経験を有するスクールカウンセラー（臨床心理士等）を配置し、児童生徒の心の問題に対応するとともに、教職員、保護者に対する助言等を行っています。（令和2年度配置校数 全151中学校区（小学校312校、中学校150校、義務教育学校1校、高等学校56校、合計519校） スクールカウンセラーを全中学校区に配置することにより、途切れのない支援を行うとともに、様々な生徒指導上の課題の解決を図るため、県教育委員会事務局に13名のスクールソーシャルワーカーを配置し、学校、家庭、地域に福祉的アプローチを行っています。		

【事業名】		
被虐待児の一時保護		
【実施主体】 三重県	住 所	
	担当部署等の名	児童相談所一時保護所等
	電 話	
【県の関係課等】 子ども・福祉部 子育て支援課 要保護児童・発達支援班 (電話) 059-224-2883		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○ 補助 委託 なし その他 ()		
【事業の内容】		
〔対象者〕 親などから虐待を受け、一時保護が必要と児童相談所長が認めた被虐待児		
〔その他〕 児童相談所に相談や通告のあった児童のうち、緊急保護、アセスメント、短期入所指導が必要な児童を、児童相談所に併設された一時保護所等において保護します。 一時保護所では、児童の安全を確保するとともに、児童の今後の処遇について方針を決定する際の、専門的な心理学的・医学的診断等を行います。		

【事業名】 犯罪被害者等の民間賃貸住宅物件情報提供等制度		
【実施主体】 三重県	住 所	津市広明町13
	担当部署等の名	環境生活部 暮らし・交通安全課 暮らし安全班
	電 話	059-224-2664
【県の関係課等】 環境生活部 暮らし・交通安全課 暮らし安全班 (電話) 059-224-2664		
【県の関与】 *県以外が実施主体の場合 該当に○ 補助 委託 なし その他 ()		
【事業の内容】 犯罪等により、お住まいの住居に住み続けることが困難となった犯罪被害者ご本人及び そのご遺族の方が、三重県と「公益社団法人三重県宅地建物取引業協会」、「公益社団法人 全日本不動産協会三重県本部」との協定に基づき、 ○ 希望に沿った民間賃貸住宅物件の情報提供 ○ 入居契約時における仲介手数料の免除 を受けられる制度です。 【対象となる犯罪】 ※令和2年7月8日以降に発生した犯罪に限ります。 日本国内又は日本国外にあたる日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の 生命又は身体を害する罪に当たる故意の行為による下記の犯罪被害 ○ 死亡又は重傷病（1か月以上の療養かつ通算3日以上入院を要する身体被害 であると医師に診断されたもの） ○ 特定の犯罪行為 ^{※1} による精神被害…3か月以上の療養かつ通算3日以上労務 に服することができない精神疾患であると医師に診断されたもの <small>※1 特定の犯罪行為…殺人未遂、強盗、強制性交等、強制わいせつ、略取誘拐及び人身売買（殺人未遂以外 の犯罪についても未遂を含む）</small> 【本制度の支援が受けられる要件】 前記犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、三重県内に住所を有する 犯罪被害者ご本人及びご遺族であって、 ○ 住居、又はその付近が犯罪被害場所（現場）である ○ 犯罪被害により、住居が滅失、損壊している ○ 再被害の可能性や二次被害により、平穏な生活が営めない 等の事情により、三重県内での転居を希望している方が対象です。 【申請・お問合せ窓口】 申請窓口 津市広明町13番地 三重県庁8階 環境生活部暮らし・交通安全課 電話番号 059-224-2664 受付時間 月～金曜 8：30～17：15（祝日、年末年始を除く） ※支援の申込は当該犯罪被害を知った日から1年以内又は犯罪被害が発生した日から7年 以内です。		

【事業名】		
犯罪被害者等の県営住宅優先枠抽選制度		
【実施主体】 三重県	住 所	津市広明町13
	担当部署等の名	県土整備部 住宅政策課 公営住宅班
	電 話	059-224-2703
【県の関係課等】 県土整備部 住宅政策課 公営住宅班 (電話) 059-224-2703		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○ 補助 委託 なし その他 ()		
【事業の内容】		
〔犯罪被害者等の優先枠抽選〕		
<p>犯罪により害を被った者及びその家族又は遺族による世帯は、優先枠抽選対象者とし、各団地ごとに公募（定期募集）する戸数の1/2以内の住戸について、一般住戸に先立って抽選し、それに落選しても再度一般枠で抽選に参加できることとしています。</p> <p>上記の優先枠抽選の取扱いを受けるためには、次の要件を満たしていることが必要となります。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ● 犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな者であり、次のいずれかに該当することが客観的に証明される者 <ul style="list-style-type: none"> ① 犯罪により収入が減少し、生計維持が困難となった者 ② 現在居住している住宅又はその付近において、犯罪が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった者 <ul style="list-style-type: none"> イ 犯罪により住宅が滅失又は著しく損壊したために居住することができなくなった者 ロ 住宅を客体とする犯罪により居住することができなくなった者 ハ 犯罪により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった者 ニ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）第2条第3項に規定するストーカー行為により居住することができなくなった者又は同条第1項に規定するつきまとい等により、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、若しくは行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる行為により居住することができなくなった者 		
〔犯罪被害者等の目的外使用〕		
<p>犯罪被害者等が、上記の要件を満たしている場合であって、公募（定期募集）による入居を待つことができない緊急に迫られる事情がある者である場合は、国（中部地方整備局）の承認を得たうえで、1年を超えない期間に限り県営住宅を目的外使用させることができることとしています。</p>		

【事業名】		
公共職業訓練費（離転職者用委託訓練）		
【実施主体】 県内専門学校等教育訓練機関（三重県委託事業）	住 所	津市高茶屋小森町 1 1 7 6 - 2
	担当部署等の名	津高等技術学校
	電 話	0 5 9 - 2 3 4 - 2 8 3 9
【県の関係課等】		
雇用経済部 雇用対策課 地域雇用班 (電話) 0 5 9 - 2 2 4 - 2 4 6 1		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○		
補助 <input checked="" type="radio"/> 委託 <input type="radio"/> なし <input type="radio"/> その他 (<input type="radio"/>)		
【事業の内容】		
離職された方の早期の再就職を支援するため、職業能力開発機会を提供しています。		
〔対象者〕		
公共職業安定所に申し込みされている下記のいずれかの方で、公共職業安定所長の受講指示、支援指示または受講推薦を受けた方。		
①雇用保険受給者等の方（給付日数により受講指示がうけられない場合がありますので、公共職業安定所にご相談ください）		
②事業所等の雇用調整により、離職を余儀なくされる在職者の方		
③当訓練コースを受講することが再就職の促進に資すると判断される上記以外の方		
〔受講経費〕		
無料 ただし、テキスト等個人所有となるものは実費が必要です。		
〔申請手続き〕		
<ul style="list-style-type: none"> ・公共職業安定所長の受講指示、支援指示または受講推薦が必要になります。このため、受講を希望される方は、事前に公共職業安定所（P 9 1 参照）で受講に関する相談を行ってください。 ・説明会には必ず参加してください。 ・具体的な委託先、訓練内容等については、津高等技術学校にお問い合わせください。 ・その他不明な点がある場合は、津高等技術学校までお問い合わせください。 		

【事業名】 若者就業サポートステーション・みえ 【三重労働局委託事業 地域若者サポートステーション事業】		
【実施主体】 公益財団法人 三重県労働福祉協会 (三重労働局委託事業)	住 所	三重県津市羽所町700 アスト津3階
	担当部署等の名	若者就業サポートステーション・みえ
	電 話	059-271-9333
【県の関係課等】 雇用経済部 雇用対策課 若者・女性雇用班 (電話) 059-224-2465		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○ 補助 委託 なし ○その他 (運営において県も関与)		
【事業の内容】 公益財団法人三重県労働福祉協会が三重労働局の委託を受けて、三重県と連携して無業状態にある若者及び家族を対象に職業的自立に向けた支援を行います。		
【対象】 ・自立に悩む49歳までの方 ・家族		
【事業内容】 1. 自立に向けた相談(要予約) (1) 個別相談 月～金曜 13:30～17:30(※祝日、年末年始を除く) (2) 出張相談 鈴鹿市・亀山市・松阪市 日時、場所等、詳細はお問い合わせください。 2. 自立のためのセミナー・就労体験(要予約) 就労等自立に向けたセミナーや、事業所等での就労体験を実施しています。		
【住所・連絡先】 住 所 津市羽所町700番地 アスト津3階 電 話 059-271-9333 FAX 059-271-7833 E-mail saposute@mie-kinfukukyo.or.jp		
【開所時間】 月～金曜 9:00～18:00(※祝日、年末年始を除く) ※ 相談、セミナーの利用は無料です。		

【事業名】 いせ若者就業サポートステーション 【三重労働局委託事業 地域若者サポートステーション事業】		
【実施主体】 特定非営利活動法人 いせコンビニネット (三重労働局委託事業)	住 所	三重県伊勢市岩渕1-2-29 いせ市民活動センター北館(シティープラザ) 内1階
	担当部署等の名	いせ若者就業サポートステーション
	電 話	0596-63-6603
【県の関係課等】 雇用経済部 雇用対策課 若者・女性雇用班 (電話) 059-224-2465		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○ 補助 委託 なし その他 (運営において県も支援)		
【事業の内容】 特定非営利活動法人いせコンビニネットが三重労働局の委託を受けて、伊勢市等関係市町と連携して無業状態にある若者及び家族を対象に職業的自立に向けた支援を行います。 【対象】 ・自立に悩む49歳までの方 ・家族 【事業内容】 1. 自立に向けた相談(要予約) (1) 個別相談 月、火、木～土曜 11:00～17:00 (※祝日、年末年始を除く) (2) 出張相談 志摩市、南伊勢町 日時、場所等、詳細はお問い合わせください。 2. 自立のためのセミナー・就労体験(要予約) 就労等自立に向けたセミナーや、事業所等での就労体験を実施しています。 【住所・連絡先】 住 所 伊勢市岩渕1丁目2-29 いせ市民活動センター北館(シティープラザ)内1階 電 話 0596-63-6603 FAX 0596-63-6613 E-mail spst@e-ise.net 【開所時間】 月、火、木～土曜 9:00～18:00 (※祝日、年末年始を除く)		

【事業名】		
いが若者サポートステーション 【三重労働局委託事業 地域若者サポートステーション事業】		
【実施主体】 NPO法人えん (三重労働局委託事業)	住 所	三重県伊賀市上野丸之内500 ハイトピア伊賀3階
	担当部署等の名	いが若者サポートステーション
	電 話	0595-22-0039
【県の関係課等】 雇用経済部 雇用対策課 若者・女性雇用班 (電話) 059-224-2465		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○		
補助 委託 なし その他 (運営において県も支援)		
【事業の内容】		
NPO法人えんが三重労働局の委託を受けて、伊賀市、名張市と連携して無業状態にある若者及び家族を対象に職業的自立に向けた支援を行います。		
【対象】		
<ul style="list-style-type: none"> ・自立に悩む49歳までの方 ・家族 		
【事業内容】		
1. 自立に向けた相談 (要予約)		
(1) 個別相談 月～金曜 9:00～17:00 (※祝日、年末年始を除く)		
(2) 出張相談 (毎月1回) 名張市 日時、場所等、詳細はお問い合わせください。		
2. 自立のためのセミナー・就労体験 (要予約)		
就労等自立に向けたセミナーや、事業所等での就労体験を実施しています。		
【住所・連絡先】		
住 所 伊賀市上野丸之内500 ハイトピア伊賀3階		
電 話 0595-22-0039		
FAX 0595-26-0039		
E-mail iga-saposute@npo-en.or.jp		
【開所時間】		
月～金曜 9:00～17:00 (※祝日、年末年始を除く)		

【事業名】		
北勢地域若者サポートステーション 【三重労働局委託事業 地域若者サポートステーション事業】		
【実施主体】 特定非営利活動法人 市民社会研究所 (三重労働局委託事業)	住 所	四日市市諏訪栄町3-4 星座ビル2階
	担当部署等の 名	北勢地域若者サポートステーション
	電 話	059-359-7280
【県の関係課等】 雇用経済部 雇用対策課 若者・女性雇用班 (電話) 059-224-2465		
【県の関与】 * 県以外が実施主体の場合 該当に○		
補助 委託 なし ○その他 (運営において県も支援)		
【事業の内容】 特定非営利活動法人市民社会研究所が三重労働局の委託を受けて、四日市市等関係市町と連携して無業状態にある若者及び家族を対象に職業的自立に向けた支援を行います。		
【対象】 ・自立に悩む49歳までの方 ・家族		
【事業内容】		
1. 自立に向けた相談 (要予約)		
(1) 個別相談 火～土曜日 10:00～16:30 (※祝日、年末年始を除く)		
(2) 出張相談 いなべ市・桑名市・四日市市・木曾岬町・東員町・菰野町・朝日町・川越町 日時、場所等、詳細はお問い合わせください。		
2. 自立のためのセミナー・就労体験 (要予約) 就労等自立に向けたセミナーや、事業所等での就労体験を実施しています。		
【住所・連絡先】		
住 所	四日市市諏訪栄町3-4 星座ビル2階	
電 話	059-359-7280	
F A X	059-359-7281	
E-mail	wakamono@hokusapo.com	
【開所時間】 火～土曜 9:30～18:00 (※祝日、年末年始を除く)		

(3) 犯罪被害者等支援関連窓口一覧表

A 県内の保健所

名称	住所	電話番号	受付時間
桑名保健所	桑名市中央町5-71	0594-24-3621	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
四日市市保健所	四日市市諏訪町2-2	059-352-0585	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
鈴鹿保健所	鈴鹿市西条5-117	059-382-8671	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
津保健所	津市桜橋3-446-34	059-223-5290	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
松阪保健所	松阪市高町138	0598-50-0527	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
伊勢保健所	伊勢市勢田町628-2	0596-27-5135	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
伊賀保健所	伊賀市四十九町2802	0595-24-8070	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
尾鷲保健所	尾鷲市坂場西町1-1	0597-23-3446	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
熊野保健所	熊野市井戸町383	0597-85-2158	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15

B 県福祉事務所

名称	住所	電話番号	受付時間
北勢福祉事務所	四日市市新正4-21-5	059-352-0586	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
多気度会福祉事務所	伊勢市勢田町628-2	0596-27-5139	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
紀北福祉事務所	尾鷲市坂場西町1-1	0597-23-3431	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
紀南福祉事務所	熊野市井戸町383	0597-85-2150	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15

C 県内の児童相談所

名称	住所	電話番号	受付時間
北勢児童相談所 (桑名市、いなべ市、四日市市、桑名郡、員弁郡、三重郡)	四日市市大字泊村977-1	059-347-2030	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
鈴鹿児童相談所 (鈴鹿市、亀山市)	鈴鹿市西条5-117	059-382-9794	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
児童相談センター 中勢児童相談所 (津市、松阪市、多気郡)	津市一身田大古曾694-1	059-231-5666	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
南勢志摩児童相談所 (伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡)	伊勢市勢田町628-2	0596-27-5143	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
伊賀児童相談所 (伊賀市、名張市)	伊賀市四十九町2802	0595-24-8060	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
紀州児童相談所 (尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡)	尾鷲市坂場西町1-1	0597-23-3435	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15

D 県、市町の総合的対応窓口

名称	住所	電話番号	受付時間
三重県環境生活部 暮らし・交通安全課 (三重県犯罪被害者等見舞 金申請窓口)	津市広明町13 三重県庁8階	059-224-2664	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
津市 市民部市民交流課	津市西丸之内23-1	059-229-3252	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
四日市市 市民文化部市民協働安 全課	四日市市諏訪町1-5	059-354-8179	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
伊勢市 危機管理部危機管理課	伊勢市岩淵1-7-29	0596-21-5524	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
松阪市 環境生活部地域安全対 策課	松阪市殿町1340-1	0598-53-4074	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
桑名市 生活安全対策室	桑名市中央町2-37	0594-24-1337	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
鈴鹿市 危機管理部交通防犯課	鈴鹿市神戸1-18-18	059-382-9022	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
名張市 市民部市民相談室	名張市鴻之台1-1	0595-63-7416	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
尾鷲市 市民サービス課	尾鷲市中央町10-43	0597-23-8250	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
亀山市 防災安全課	亀山市本丸町577	0595-84-5035	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
鳥羽市 総務課防災危機管理室	鳥羽市鳥羽3-1-1	0599-25-1118	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
熊野市 市民保険課	熊野市井戸町796	0597-89-4111 (内線133)	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
いなべ市 総務部総務課	いなべ市北勢町阿下喜31	0594-86-7745	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15

名称	住所	電話番号	受付時間
志摩市 総務部地域防災室	志摩市阿児町鶴方3098 -22	0599-44-0203	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
伊賀市 人権生活環境部市民生活課	伊賀市四十九町3184	0595-22-9638	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
木曾岬町 危機管理課	桑名郡木曾岬町大字西対海 地251	0567-68-6101	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
東員町 町民課	員弁郡東員町大字山田 1600	0594-86-2806	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:15～17:00
菰野町 総務課安全安心対策室	三重郡菰野町大字潤田 1250	059-391-1102	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
朝日町 総務課	三重郡朝日町大字小向 893	059-377-5651	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
川越町 福祉課	三重郡川越町大字豊田一色 280	059-366-7116	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
多気町 総務課	多気郡多気町相可1600	0598-38-1111	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
明和町 人権センター	多気郡明和町大字佐田45 8-2	0596-55-3052	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
大台町 総務課	多気郡大台町佐原750	0598-82-3781	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
玉城町 税務住民課	度会郡玉城町田丸114- 2	0596-58-8201	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
度会町 みらい安心課	度会郡度会町棚橋1215 -1	0596-62-2424	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
大紀町 総務財政課	度会郡大紀町滝原1610 -1	0598-86-2212	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
南伊勢町 防災安全課	度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3057	0599-66-1704	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15

名称	住所	電話番号	受付時間
紀北町 危機管理課	北牟婁郡紀北町東長島 769-1	0597-46-3114	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
御浜町 総務課	南牟婁郡御浜町大字阿田 和6120-1	05979-3-0505	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
紀宝町 総務課	南牟婁郡紀宝町鶴殿 324	0735-33-0333	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15

E 県内の警察署

名称	住所	電話番号	受付時間
桑名警察署 (桑名市、桑名郡木曾岬町)	桑名市大字江場626-2	0594-24-0110	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
いなべ警察署 (いなべ市、員弁郡東員町)	いなべ市員弁町宇野320-1	0594-84-0110	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
四日市北警察署 (四日市市、三重郡川越町、朝日町)	四日市市大字羽津4452	059-366-0110	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
四日市南警察署 (四日市市)	四日市市新正5-5-5	059-355-0110	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
四日市西警察署 (四日市市、三重郡菰野町)	三重郡菰野町大字大強原3241	059-394-0110	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
亀山警察署 (亀山市)	亀山市野村4-1-27	0595-82-0110	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
鈴鹿警察署 (鈴鹿市)	鈴鹿市江島町3446	059-380-0110	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
津警察署 (津市【津南署管内を除く】)	津市丸之内22-1	059-213-0110	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15

名称	住所	電話番号	受付時間
津南警察署 (津市南部【旧久居市、香良洲、一志、白山、美杉、南郊】)	津市久居明神町2501-1	059-254-0110	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
松阪警察署 (松阪市、多気郡多気町、明和町)	松阪市中央町366-1	0598-53-0110	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
大台警察署 (多気郡大台町、度会郡大紀町)	多気郡大台町佐原848	0598-84-0110	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
伊勢警察署 (伊勢市、度会郡玉城町、度会町、南伊勢町)	伊勢市神田久志本町1481-3	0596-20-0110	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
鳥羽警察署 (鳥羽市、志摩市)	鳥羽市松尾町74-4	0599-25-0110	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
尾鷲警察署 (尾鷲市、北牟婁郡紀北町)	尾鷲市古戸町1-50	0597-25-0110	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
熊野警察署 (熊野市【紀和町除く】)	熊野市井戸町380	0597-88-0110	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
紀宝警察署 (南牟婁郡御浜町、紀宝町、熊野市紀和町)	南牟婁郡紀宝町鶴殿1709-2	0735-33-0110	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
伊賀警察署 (伊賀市【旧青山町除く】)	伊賀市四十九町1929-1	0595-21-0110	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
名張警察署 (名張市、伊賀市【旧青山町】)	名張市蔵持町芝出837-3	0595-62-0110	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15

F 犯罪被害者等支援に関する機関・団体の相談・支援窓口

① 公益社団法人 みえ犯罪被害者総合支援センター (三重県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体)

相談・支援 内 容	専門的な訓練を積んだ相談員による電話・面接相談を行うほか、必要に応じて、弁護士による法律相談、臨床心理士によるカウンセリング、病院・法廷などへの付添いなど、直接的な支援活動も行います。
電話・面接相談 受付時間	【所在地】 津市栄町1-891 三重県合同ビル2階 【電話番号】 059-221-7830 (なやみなし) 【受付時間】 月～金曜 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く)

② みえ性暴力被害者支援センター よりこ(寄り添う心)

相談・支援 内 容	性犯罪・性暴力被害に遭われた方のためのワンストップ支援センターです。 専門相談員が、電話・面接相談を行うほか、必要に応じて、弁護士による法律相談、臨床心理士によるカウンセリング、医療機関の紹介、関係機関への引継ぎ・紹介等を行います。
電話・面接相談 受付時間	【電話番号】 059-253-4115 (よりこ) 【受付時間】 月～金曜 10:00～16:00 (祝日、年末年始を除く) (※所在地は公表しておりません。)

③ 公益財団法人 日本財団(まごころ奨学金係)

目的・主な活動 内容	保護者または本人が、犯罪に遭遇し、学資の支弁が困難になった家庭の子どもで、高校、特別支援学校高等部、専修学校(専門課程・高等課程)、高等専門学校、短大、大学、大学院に在学しているか進学を予定している方に対し、奨学金を給付する事業を行っています。
電話・連絡先等	【所在地】 東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル 【電話番号】 【FAX番号】 03-6229-5111 03-6229-5160 【URL】 http://nf-yoho.com/ 【メールアドレス】 magokoro@ps.nippon-foundation.or.jp

④ 公益財団法人 犯罪被害救援基金

概要	国民の浄財からなる基金で、犯罪被害者遺児等に対する学資の給与などの救援事業を行っています。
主な支援内容	<p>1 奨学金等給与事業 生命・身体犯罪被害者の子、孫、弟妹等（幼稚園等に在園する3歳以上の幼児から大学院生及び諸外国の大学又は大学院への留学生）に奨学金や入学一時金を支給しています。</p> <p>2 支援金支給事業 現に著しく困窮しており、公的救済の対象外であるなど、特別な救済を行うべき理由がある犯罪被害者等への支援金を給付しています。</p>
電話・連絡先等	<p>【所在地】 東京都千代田区平河町2-3-6 平河町共済ビル内</p> <p>【電話番号】 03-5226-1020 【FAX番号】 03-5226-1023</p> <p>【URL】http://kyuenkikin.or.jp 【Twitter アカウント】@kyuenkikin</p>

⑤ 公益社団法人 全国被害者支援ネットワーク (犯罪被害者等電話サポートセンター)

相談・支援内容	各地の被害者支援センターが開設していない平日の早朝、夜間と土日祝日の電話相談に対応します。相談内容によって、各地の被害者支援センターに引継ぎ、継続して支援を行います。
犯罪被害者等電話相談全国共通ナビダイヤル	<p>【所在地】 東京都文京区本郷2-14-10 (※来所での相談は受け付けていません。)</p> <p>【電話番号】 0570-783-554 (なやみはここよ)</p> <p>【受付時間】 7:30~22:00 (12/29~1/3までを除く)</p>
対応内容	<p>【お住まいの県の被害者支援センター開設時間内の場合】 (例) 10:00~16:00 の時間内に、三重県内から上記ナビダイヤルへお電話いただくと、 (公社) みえ犯罪被害者総合支援センター (開設時間平日 10:00~16:00) へ直接つながり、電話相談・面接相談・直接的支援にしています。</p> <p>【お住まいの県の被害者支援センター開設時間外の場合】 (例) 7:30~10:00、16:00~22:00 の時間内に、三重県内から上記ナビダイヤルへお電話いただくと、 「犯罪被害者等電話サポートセンター」 につながり、電話相談にしています。</p> <p>※ その後、必要に応じてお住まいの県の被害者支援センターへ引き継ぎます。 【22:00~7:30 までの間に上記ナビダイヤルへお電話いただいた場合】 ガイダンス対応となります。</p>

⑥ 公益財団法人 暴力追放三重県民センター

概要	三重県の暴力団排除に関するご相談・活動支援を行っています。
主な支援内容	<p>1 暴力追放相談 暴力団員による不当な行為等の相談に関し、専門的知識を有する暴力追放相談委員が面接、電話、メールにより助言等を行っています。</p> <p>2 被害者救済訴訟支援 暴力団員による傷害事件等の被害に遭われた方に対し、見舞金を支給する救済や損害賠償請求訴訟などの費用について、無利子の貸付などの制度があります。</p>
電話・面接相談 受付時間	<p>【所在地】 津市栄町3-222ソシアビル5階</p> <p>【電話番号】 相談専用 0120-31-8930 (やくざゼロ) 代表電話 059-229-2140</p> <p>【受付時間】 月～金曜 9:00～16:00 (祝日、年末年始を除く)</p>

⑦ 認定特定非営利活動法人 三重いのちの電話協会

相談内容	いろいろな悩みや心配ごとを持ちながら、身近に相談する人もなく、一人で苦しんでいる人たち、また、自殺にまで追い込まれようとしている人たちがいます。そのような人たちと対話することにより、再び生きる勇気と希望をもたれることを願って、電話相談をお受けしている自殺予防のための市民運動です。
電話・面接相談 受付時間	<p>1 【相談電話】059-221-2525 【受付時間】18:00～23:00</p> <p>2 【相談電話】0570-783-556 【受付時間】10:00～22:00</p> <p>3 毎月10日フリーダイヤル 「自殺防止いのちの電話」0120-783-556 (※所在地は公表しておりません)</p>

⑧ 三重弁護士会

<p>概 要</p>	<p>三重弁護士会では、各種委員会・支援センターによる各種支援活動の一環としてご相談を受け付けております。</p>
<p>相談・支援 内 容</p>	<p><u>1 被害に遭われた方々の被害回復のための法律相談（原則、面談相談）</u> 示談交渉、裁判の受任、被害者等の権利の確立・保護活動（マスコミ対策）、加害者からの権利侵害の予防、救済活動等</p> <p><u>2 DV被害についての面談相談</u> DV被害に遭われたご本人及びそのご親族に対する法律相談</p> <p><u>3 子ども弁護士ダイヤル</u> 県内に居住又は県内の学校・職場に通っている子ども（未成年者）からのいじめ、体罰、虐待等に関する「子どもからの相談」を無料電話相談</p>
<p>面接相談 申込方法 ・ 相談申込 受付時間</p>	<p><u>1 被害に遭われた方々の被害回復のための法律相談（初回無料）</u> 【電話番号】 059-228-2232 ※電話、弁護士会窓口にて事前に申し込みください。 【受付時間】 月～金曜 9：00～17：00（祝日、年末年始を除く）</p> <p><u>2 DV被害についての面談相談（初回無料）</u> 【電話番号】 月～金曜 9：00～17：00（祝日、年末年始を除く） 【三重県弁護士会】059-228-2232 【三重弁護士会四日市支部】059-352-1756 ※電話で事前に申し込みください。</p> <p><u>3 子ども弁護士ダイヤル（無料電話相談）</u> 【相談時間】 月～金曜 9：00～12：00、13：00～17：00 （祝日、年末年始を除く） 【専用電話番号】 059-224-7950（ナクコ・ゼロ） 【相談方法】 ・専用電話番号で相談の受付を行ってください。 ・弁護士から折り返し電話いたします。</p> <p><u>4 三重弁護士会所在地</u> (1) 三重弁護士会館 津市中央3-23 (2) 三重弁護士会館四日市支部 四日市市三栄町2-11 三栄ビル2階</p>

⑨ 日本司法支援センター(法テラス)三重地方事務所

概要	<p>法テラスでは、被害に遭われた方々がそのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害後の状況やニーズに応じて、情報の提供や援助制度のご案内をしています。</p>
相談、支援内容	<p>1 犯罪被害者支援ダイヤル 相談窓口の案内、法制度の紹介</p> <p>2 弁護士を紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者参加人のための国選弁護制度 ・日弁連委託援助制度・犯罪被害者法律援助 ・民事法律扶助制度 ・DV等被害者法律相談援助
電話・面接相談 受付時間	<p>【所在地】 津市丸之内34-5 津中央ビル</p> <p>【電話番号】 犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714 <small>なくことはないよ</small></p> <p>【受付時間】 月～金曜 9:00～21:00 土曜 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)</p> <p>【電話番号】 日本司法支援センター三重地方事務所 0570-078344 ※IP電話をご利用されている場合は、0503383-5470</p> <p>【受付時間】月～金曜 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)</p>

⑩ 津地方検察庁(被害者ホットライン)

概要	<p>検察庁では、犯罪の被害者やそのご遺族の方々の負担や不安をできるだけ和らげるため、犯罪被害者への支援に携わる「被害者支援員」を配置しています。</p>
主な支援 内 容	<p>1 被害者支援員制度 被害者の方々からの様々な相談への対応、法廷への案内、付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、被害者の方の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っています。</p> <p>2 被害者ホットライン 被害者の方が気軽に相談できるよう被害相談や事件に関する問合せを行えるように、専用電話として「被害者ホットライン」を設けています。</p> <p>3 被害者等通知制度 被害者や親族等の方々に対し、できる限り、事件の処分結果、刑事裁判の結果、犯人の受刑中の刑務所における処遇状況、刑務所からの出所時期などに関する情報を提供できるよう、被害者等通知制度を設けています。</p>
電話・面接相談 受付時間	<p>【所在地】 津市中央3-12</p> <p>【電話・FAX番号】 被害者ホットライン 059-228-4166</p> <p>【受付時間】 月～金曜 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)</p>

⑫ 津地方法務局

<p>概 要</p>	<p>法務局の職員や人権擁護委員が人権に関するご相談をお受けしています。必要に応じて調査を行い、相手方に適切な「措置」をとります。手続終了後も、必要に応じてアフターケアを行います。 ※救済措置は、自主的な改善を促すもので、強制力はありません。調査の結果によっては、侵犯事実が認定できない場合もあります。</p>
<p>主な支援 内 容</p>	<p>1 みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル） 差別や虐待、パワーハラスメントなど、様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。 2 子どもの人権110番（全国共通・通話料無料） 「いじめ」や体罰などの子どもの人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。 3 女性の人権ホットライン（全国共通） 配偶者やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。 4 インターネット人権相談 法務省の人権擁護機関では、人権相談をインターネットでも受け付けています。</p>
<p>電話・面接 相談 受付時間</p>	<p>【所在地】 津市丸之内26-8 津合同庁舎 【電話番号】 みんなの人権110番 0570-003-110 子どもの人権110番 0120-007-110 女性の人権ホットライン 0570-070-810 津地方法務局（人権に関する問合せ）059-228-4711 【URL】 インターネット人権相談 http://www.jinken.go.jp 【受付時間】月～金曜 8：30～17：15（祝日、年末年始を除く）</p>

⑬ 第四管区海上保安本部

概要	海上で犯罪が発生した場合は、犯罪捜査機関として適切な捜査を行うとともに、被害を受けた方々の保護・支援のための各種取組を実施しています。		
主な支援内容	<p>1 被害者連絡制度 捜査の状況、被疑者の逮捕や検察庁への送致状況などを捜査上支障のない範囲内で犯罪被害者等に連絡します。</p> <p>2 犯罪被害者等支援制度 犯罪被害者等支援主任者を各海上保安部署に配置し、事件発生直後から付添い支援や支援制度の説明等を行います。</p> <p>3 経済的負担の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解剖遺体の搬送・修復費の公費負担制度 ・診断書等の公費負担制度 		
相談・問合せ窓口	第四管区海上保安本部	名古屋市港区入船2-3-12 (名古屋港湾合同庁舎別館)	052-661-1611 月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 9:30～16:30
	四日市海上保安部	四日市市千歳町5-1 港湾合同庁舎4階	059-357-0118 月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 9:30～16:30
	尾鷲海上保安部	尾鷲市南陽町6-34 尾鷲地方合同庁舎	0597-25-0118 月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 9:30～16:30
	鳥羽海上保安部	鳥羽市鳥羽1-2383-28 鳥羽運輸総合庁舎3階	0599-25-0118 月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 9:30～16:30

G 交通事故に関する関係機関・団体の相談・支援窓口

① 電話・面接相談窓口

名称	所在地	連絡先	受付時間
公益財団法人 交通事故紛争処理 センター名古屋支 部	名古屋市中村区名駅2-1 4-19 住友生命名古屋ビル24階	【面接相談申込電話】 ※電話での相談は受けてい ません。 052-581-9491	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00
	自動車事故の損害賠償問題について、中立公正な立場で迅速な紛争解決をお手伝いします。		
公益財団法人 日弁連交通事故相 談センター三重相 談所	津市中央3-23 三重弁護士会内	【電話相談】 0570-078325 【面接相談申込電話】 059-228-2232	【電話相談】 月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 10:00～16:30 【面接相談申込電話】 月～金 (祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00
	弁護士による自動車事故の損害賠償問題に関する電話・面接相談を行います。		
一般社団法人日本 損害保険協会 そんぽADRセン ター中部	名古屋市中区栄4-5-3 KDX 名古屋栄ビル4階	0570-022808 【IP電話をご利用の場合】 052-308-3081	【電話相談】 月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 9:15～17:00
	専門の相談員が、交通事故に関するご相談、その他損害保険に関するご相談に対応しています。		
一般財団法人 三重県交通安全協 会	津市栄町1-954 栄町庁舎5階	【電話相談】 059-223-1331 【面接相談申込電話】 059-223-1331 又は 059-223-1333	【電話相談】 月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 9:00～12:00 13:00～16:00 【面接相談申込】 月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 9:00～16:00
	警察OB・弁護士による交通事故相談を行います。		

② 独立行政法人 自動車事故対策機構(NASVA)三重支所

目的・主な 活動内容	NASVA(ナスバ)は、自動車事故被害者を「支える」、自動車事故を「防ぐ」、自動車事故から「守る」の3つの業務を一体的に実施しています。
相談、支援 内容	1 NASVA 交通事故被害者ホットライン 交通事故の被害者を対象とした総合的な電話相談窓口 2 自動車事故により、脳、脊髄等に重度の後遺障害を負った方への介護料の支給 3 交通事故で保護者を亡くされた児童に対する、育成資金の無利子貸付け
電話相談 受付時間	【所在地】四日市市諏訪町4-5 四日市諏訪町ビル 8階 【電話番号】NASVA 交通事故被害者ホットライン0570-000738 (※IP電話からは 03-6853-8002) 【受付時間】月～金曜 9:00～17:00(祝日、年末年始を除く) 【URL】 http://www.nasva.go.jp

③ 公益財団法人 交通遺児育英会

<p>目的・主な活動 内容</p>	<p>公益財団法人交通遺児育英会は、保護者が道路上の交通事故が原因で亡くなられたり、重度の後遺障がいになられたため、経済的に修学が困難になった子どもたちに学資を無利子で貸与する事業などを実施しています。</p>
<p>電話・連絡先等</p>	<p>【電話番号】 代表番号 03-3556-0771 奨学課 03-3556-0773 フリーダイヤル 0120-521286 【所在地】 東京都千代田区平河町2-6-1 平河町ビル3階 【業務時間】 月～金曜 9:00～17:30（祝日、年末年始、創立記念日〔5月2日〕を除く） 【URL】 https://www.kotsuiji.com/</p>

④ 公益財団法人 交通遺児等育成基金

<p>目的・主な活動 内容</p>	<p>公益財団法人交通遺児等育成基金は、国と民間団体の協力を得て昭和55年（1980年）の発足から今日まで、交通遺児育成基金事業（基金に加入したお子様が満19歳に達するまで育成給付金を支給する制度）、「越年資金」、「入学支度金」等の交通遺児等支援給付事業（社会福祉事業）などを実施しています。</p>
<p>電話・連絡先等</p>	<p>【所在地】 東京都千代田区麴町4-5 海事センタービル7階 【電話番号】 TEL：03-5212-4511 FAX：03-5212-4512 フリーダイヤル：0120-16-3611 【業務時間】 月～金曜 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く） 【URL】 http://kotsuiji.or.jp/</p>

H 県内の犯罪被害者団体（自助グループ）

自助グループとは、犯罪被害により、同じような問題を抱えた被害者の方々が、語り合いやさまざまな活動を通じて、精神的に支え合うことで、再び立ち上がるうとする犯罪被害者のためのグループです。

① 三重県交通遺児を励ます会(会長 安田厚子)

目的・主な活動内容	<p>【目的】 交通事故などにより父母、その他の保護者が亡くなられたご家庭の子ども の自立を見守り支援するため、交通遺児家庭が相互に癒し合い、励まし合うこと を目的として活動している「交通遺児家庭による交通遺児のための自助団体」 です。</p> <p>【主な活動内容】 交通遺児家庭への支援（追悼会、餅つき大会、小中高入学祝金、成人式祝金、 クリスマスプレゼント等）、親睦、生活相談や情報提供を実施しています。</p>
電話・連絡先等	<p>【電話・FAX番号】 059-364-5562 【携帯電話番号】 090-3855-5068</p> <p>【URL】 http://miekoutsuuiji.localinfo.jp/</p>

② 生命のメッセージ展（三重実行委員会 代表 垣内奈穂子）

目的・主な活動内容	<p>【生命のメッセージ展】 理不尽に生命を奪われた被害者の一人ひとりの等身大の人型と被害者の方 が生きた証の象徴である靴の展示です。人型には顔写真と残されたご家族のメ ッセージが添えられています。人型となった被害者の方々は「生命の大切さ」 を伝えるメッセンジャーです。被害者のご家族は、一人でも多くの人にそのメ ッセージを受け取ってもらうために、各地で活動をしています。</p>
電話・連絡先等	<p>【携帯電話番号】 090-9338-0242</p> <p>【URL】 www.inochi-message.com/</p>

③ いのちの言葉プロジェクト(代表 鷲見三重子)

目的・主な活動内容	<p>【目的】 大切な家族を事件や事故で亡くした遺族と、大学生や応援してくださる 方々とともに、いのちの灯り展や人形劇、講演会等を通じて、いのちの大切 さや、社会のルールを守ることの重要性を伝える活動をしています。</p> <p>【主な活動内容】 各学校や企業、一般住民等に対して、遺族のラストメッセージ文や輝いて いた時の絵が貼られた「いのちの灯り展」（灯籠）の展示、人形劇「しあわ せの種」の上演、「ありがとうステッカー」の配布、「命の大切さを学ぶ教 室」の講演会等を実施しています。</p>
電話・連絡先等	<p>【電話・FAX番号】 0594-76-7338</p> <p>【URL】 http://akari.readymade.jp のメールフォームをご利用ください。</p>

I その他の相談等窓口

① 雇用に関する相談窓口

名称		所在地	連絡先	受付時間
三重労働局雇用環境・均等室		津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎	059-226-2318	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
【相談内容】		男女の均等な待遇・パートタイム労働法・育児介護休業等に関する相談を受け付けています。		
名称		所在地	連絡先	受付時間
総合労働相談コーナー	三重労働局 総合労働相談 コーナー	津市島崎町327-2 (三重労働局雇用環境・均等室内)	059-226-2110	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 9:30～16:30
	四日市総合労働 相談コーナー	四日市市新正2-5-23 (四日市労働基準監督署内)	059-351-1662	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 9:30～16:30
	松阪総合労働 相談コーナー	松阪市高町493-6 (松阪労働基準監督署内)	0598-51-0015	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 9:30～16:30
	津総合労働相談 コーナー	津市島崎町327-2 (津労働基準監督署内)	059-291-6788	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 9:30～16:30
	伊勢総合労働 相談コーナー	伊勢市船江1-12-16 (伊勢労働基準監督署内)	0596-28-2164	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 9:30～16:30
	伊賀総合労働 相談コーナー	伊賀市緑ヶ丘本町1507-3 (伊賀労働基準監督署内)	0595-21-0802	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 9:30～16:30
	熊野総合労働 相談コーナー	熊野市井戸町672-3 (熊野労働基準監督署内)	0597-85-2277	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 9:30～16:30
	【相談内容】		労働に関する総合的な相談を受け付けています。	
名称		所在地	連絡先	受付時間
(公共職業安定所) ハローワーク	ハローワーク 桑名	桑名市桑栄町1-2 サンファール北館1階	0594-22-5141	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	ハローワーク 四日市	四日市市本町3-95	059-353-5566	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	ハローワーク 鈴鹿	鈴鹿市神戸9-13-3	059-382-8609	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	ハローワーク 津	津市島崎町327-1	059-228-9161	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	【相談内容】		職業紹介や職業相談を受け付けるとともに、失業・育児休業者等への給付等を行っています。	

名 称		所在地	連絡先	受付時間
ハローワーク (公共職業安定所)	ハローワーク 松阪	松阪市高町493-6 松阪合同庁舎1階	0598-51-0860	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	ハローワーク 伊勢	伊勢市岡本1-1-17	0596-27-8609	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	ハローワーク 伊賀	伊賀市四十九町3074-2	0595-21-3221	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	ハローワーク 尾鷲	尾鷲市林町2-35	0597-22-0327	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	ハローワーク 熊野(ハローワーク 尾鷲熊野出張所)	熊野市井戸町赤坂739-3	0597-89-5351	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	【相談内容】	職業紹介や職業相談を受け付けるとともに、失業・育児休業者等への給付等を行っています。		
名 称		所在地	連絡先	受付時間
労働基準監督署	三重労働局監督課	津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎	059-226-2106	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	四日市労働基準監督署	四日市市新正2-5-23	【方面(監督)】 059-342-0340 【安全衛生課】 059-342-0341 【労災課】 059-351-1661	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	松阪労働基準監督署	松阪市高町493-6 松阪合同庁舎	0598-51-0015	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	津労働基準監督署	津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎	【方面(監督)】 059-227-1282 【安全衛生課】 059-227-1284 【労災課】 059-227-1286	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	伊勢労働基準監督署	伊勢市船江1-12-16	0596-28-2164	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	伊賀労働基準監督署	伊賀市緑ヶ丘本町1507-3 伊賀上野地方合同庁舎	【監督・安衛課】 0595-21-0802 【労災課】 0595-21-0803	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	熊野労働基準監督署	熊野市井戸町672-3	0597-85-2277	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
	【相談内容】	労働条件の確保・改善の指導、安全衛生の指導を行うとともに労災保険の給付等を行っています。		

② 年金に関する相談窓口

名称	所在地	電話番号	受付時間
日本年金機構予約受付専用電話	【来訪相談の予約専用電話】	【ナビダイヤル】 0570-05-4890 【IP電話使用の方】 03-6631-7521	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
ねんきんダイヤル	【年金に関する一般的な問合せ用電話】	0570-05-1165 【IP電話使用の方】 03-6700-1165	月曜 8:30～19:00 火～金曜 8:30～17:15 第2土曜 9:30～16:00 (月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に19:00まで相談を受け付けます。第2土曜を除く祝日、年末年始はご利用いただけません。)
四日市年金事務所	四日市市十七軒町 17-23	059-353-5515	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
津年金事務所	津市桜橋3-446-33	059-228-9112	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
街角の年金相談センター 津(オフィス)	津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル1階 【年金に関する予約相談専用窓口】	059-264-7700	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
松阪年金事務所	松阪市宮町17-3	0598-51-5115	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
伊勢年金事務所	伊勢市宮後3-5-33	0596-27-3601	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15
尾鷲年金事務所	尾鷲市林町2-23	0597-22-2340	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15

③ 健康保険に関する相談窓口

名称	所在地	電話番号	受付時間
全国健康保険協会 (協会けんぽ) 三重支部	津市栄町4-255 津栄町三交ビル	【業務グループ(健康保険給付、限度額適用認定証等)】 059-225-3311 【レセプトグループ(交通事故、自損事故、第三者等の行為による傷病届、医療費のお知らせ等)】 059-225-3316	月～金曜 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15

※全国健康保険協会三重支部が発行している保険証をお持ちの方が対象です。

④ 税に関する相談窓口

相談問合せの方法	<p>【電話相談センターのご利用方法】</p> <p>①最寄りの税務署に電話する。 ②音声ガイダンスに従って「1」（電話相談センター）を選択する。 ③音声ガイダンスに従って、相談したい内容の番号を選択する。 ④担当の相談官がお答えします。</p> <p>【面接相談】（※要予約） 具体的に書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が困難な相談については、面接にて相談を受け付けています。</p> <p>【タックスアンサー国税庁ホームページ】 タックスアンサーでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を税金の種類ごとに調べることができます。</p>		<p>【ご相談の流れ】</p> <p>☎まず、最寄りの税務署にお電話ください。 自動音声に従い「1」又は「2」を選択してください。</p> <p>1 税に関する一般的な相談 → 電話相談センター → 電話相談</p> <p>2 納付相談、電話での回答が難しい相談等 → 面接相談 → 最寄りの税務署 【面接相談日を予約します。】</p>																									
	県内の税務署一覧	<table border="1"> <tr> <td>桑名税務署</td> <td>桑名市江場7-6</td> <td>0594-22-5121 月～金曜（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：00 <small>（確定申告の申告書作成会場の受付時間は異なる場合があります。）</small></td> </tr> <tr> <td>四日市税務署</td> <td>四日市市西浦2-2-8</td> <td>059-352-3141 月～金曜（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：00 <small>（確定申告の申告書作成会場の受付時間は異なる場合があります。）</small></td> </tr> <tr> <td>鈴鹿税務署</td> <td>鈴鹿市神戸9-24-45</td> <td>059-382-0351 月～金曜（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：00 <small>（確定申告の申告書作成会場の受付時間は異なる場合があります。）</small></td> </tr> <tr> <td>津税務署</td> <td>津市桜橋2-99</td> <td>059-228-3131 月～金曜（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：00 <small>（確定申告の申告書作成会場の受付時間は異なる場合があります。）</small></td> </tr> <tr> <td>松阪税務署</td> <td>松阪市高町493-6 松阪合同庁舎</td> <td>0598-52-3021 月～金曜（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：00 <small>（確定申告の申告書作成会場の受付時間は異なる場合があります。）</small></td> </tr> <tr> <td>伊勢税務署</td> <td>伊勢市岩渕1-2-24</td> <td>0596-28-3191 月～金曜（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：00 <small>（確定申告の申告書作成会場の受付時間は異なる場合があります。）</small></td> </tr> <tr> <td>上野税務署</td> <td>伊賀市緑ヶ丘本町1680</td> <td>0595-321-0950 月～金曜（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：00 <small>（確定申告の申告書作成会場の受付時間は異なる場合があります。）</small></td> </tr> <tr> <td>尾鷲税務署</td> <td>尾鷲市末広町1-30</td> <td>0597-22-2222 月～金曜（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：00 <small>（確定申告の申告書作成会場の受付時間は異なる場合があります。）</small></td> </tr> <tr> <td>タックスアンサー （国税庁ホームページ）</td> <td>《URL》 www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm</td> <td></td> </tr> </table>		桑名税務署	桑名市江場7-6	0594-22-5121 月～金曜（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：00 <small>（確定申告の申告書作成会場の受付時間は異なる場合があります。）</small>	四日市税務署	四日市市西浦2-2-8	059-352-3141 月～金曜（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：00 <small>（確定申告の申告書作成会場の受付時間は異なる場合があります。）</small>	鈴鹿税務署	鈴鹿市神戸9-24-45	059-382-0351 月～金曜（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：00 <small>（確定申告の申告書作成会場の受付時間は異なる場合があります。）</small>	津税務署	津市桜橋2-99	059-228-3131 月～金曜（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：00 <small>（確定申告の申告書作成会場の受付時間は異なる場合があります。）</small>	松阪税務署	松阪市高町493-6 松阪合同庁舎	0598-52-3021 月～金曜（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：00 <small>（確定申告の申告書作成会場の受付時間は異なる場合があります。）</small>	伊勢税務署	伊勢市岩渕1-2-24	0596-28-3191 月～金曜（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：00 <small>（確定申告の申告書作成会場の受付時間は異なる場合があります。）</small>	上野税務署	伊賀市緑ヶ丘本町1680	0595-321-0950 月～金曜（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：00 <small>（確定申告の申告書作成会場の受付時間は異なる場合があります。）</small>	尾鷲税務署	尾鷲市末広町1-30	0597-22-2222 月～金曜（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：00 <small>（確定申告の申告書作成会場の受付時間は異なる場合があります。）</small>	タックスアンサー （国税庁ホームページ）
桑名税務署	桑名市江場7-6	0594-22-5121 月～金曜（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：00 <small>（確定申告の申告書作成会場の受付時間は異なる場合があります。）</small>																										
四日市税務署	四日市市西浦2-2-8	059-352-3141 月～金曜（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：00 <small>（確定申告の申告書作成会場の受付時間は異なる場合があります。）</small>																										
鈴鹿税務署	鈴鹿市神戸9-24-45	059-382-0351 月～金曜（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：00 <small>（確定申告の申告書作成会場の受付時間は異なる場合があります。）</small>																										
津税務署	津市桜橋2-99	059-228-3131 月～金曜（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：00 <small>（確定申告の申告書作成会場の受付時間は異なる場合があります。）</small>																										
松阪税務署	松阪市高町493-6 松阪合同庁舎	0598-52-3021 月～金曜（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：00 <small>（確定申告の申告書作成会場の受付時間は異なる場合があります。）</small>																										
伊勢税務署	伊勢市岩渕1-2-24	0596-28-3191 月～金曜（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：00 <small>（確定申告の申告書作成会場の受付時間は異なる場合があります。）</small>																										
上野税務署	伊賀市緑ヶ丘本町1680	0595-321-0950 月～金曜（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：00 <small>（確定申告の申告書作成会場の受付時間は異なる場合があります。）</small>																										
尾鷲税務署	尾鷲市末広町1-30	0597-22-2222 月～金曜（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：00 <small>（確定申告の申告書作成会場の受付時間は異なる場合があります。）</small>																										
タックスアンサー （国税庁ホームページ）	《URL》 www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm																											

⑤ 三重県司法書士会(相続や成年後見等に関する相談)

<p>目的・主な 活動内容</p>	<p>司法書士は、暮らしを支える法律をより身近なものとし、皆様の財産や権利を守る大切な役割を担っています。 三重県司法書士会では、総合相談センターにおいて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆遺言・相続・登記相談 ◆成年後見・家事事件相談 ◆借金相談 ◆裁判・その他法律相談 <p>について面接・電話での無料相談を行っています。 加えて、各地域において無料相談会、巡回相談も行っています。</p>
<p>電話・ 連絡先等</p>	<p>【所在地】 津市丸之内養正町17-17 三重県司法書士会館</p> <p>【面接相談(要予約)】</p> <p>○開催日時 毎月第1、第2、第3水曜 13:00~16:30 毎月第4水曜 17:00~20:00</p> <p>○予約受付電話番号 059-221-5553 月~金曜 9:00~17:00(祝日、年末年始を除く)</p> <p>【電話相談】 相談専用電話番号 059-273-6300 ※電話相談も上記面接相談開催日時の時間帯のみとなります。 ※相談状況によっては、つながりにくい場合もあります。ご容赦ください。</p> <p>【各地区における無料相談会及び巡回相談】 三重県司法書士会ホームページにおいて、各地区における無料相談会及び巡回相談の開催予定を掲載しています。 日時、場所、対象、予約等の詳細については、ホームページをご確認のうえ、各問合わせ先に再度ご確認くださいませようお願いいたします。</p> <p>○三重県司法書士会ホームページURL http://mie-shihou.jp</p>

【参考資料】

三重県犯罪被害者等支援条例

平成31年3月18日公布
三重県条例第3号

目次

- 第一章 総則（第一条—第七条）
- 第二章 推進体制の整備（第八条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等に対する支援（以下「犯罪被害者等支援」という。）に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- 三 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。
- 四 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の被害をいう。
- 五 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

（基本理念）

第三条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられるとともに、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等の置かれている生活環境その他犯罪被害者等の事情に応じて適切に推進されなければならない。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び市町との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策（以下「犯罪被害者等支援施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、犯罪被害者等支援施策の策定及び実施に当たっては、国、市町等関係機関及び民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する者と相互に連携を図るものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労の支援及び勤務に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第七条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する知識及び経験を活用し、犯罪被害者等を支援するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 推進体制の整備

(総合的な支援体制の整備)

第八条 県は、国、市町等関係機関及び民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する者と連携し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、必要な犯罪被害者等支援施策を推進するための総合的な支援体制の整備に努めるものとする。この場合において、県は、再被害及び二次被害の防止並びに犯罪被害者等が受けた被害の潜在化の防止について留意するものとする。

2 県は、前項の総合的な支援体制の整備に当たっては、それぞれの犯罪等による被害の状況を踏まえ、犯罪被害者等が犯罪被害者等支援に関係する行政機関及び民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する者のいずれに支援を求めた場合であっても、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(推進計画)

第九条 県は、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 犯罪被害者等支援に関する基本方針
- 二 犯罪被害者等支援に関する具体的施策

三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援施策を推進するために必要な事項

3 県は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。

6 県は、推進計画に基づく施策の実施状況について公表するものとする。

(支援従事者の育成)

第十条 県は、犯罪被害者等が必要な支援を受けることができるよう、県及び市町の職員その他犯罪被害者等支援に従事する者(以下「支援従事者」という。)に対し、犯罪被害者等支援に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、支援従事者に対し、自らの配慮に欠けた言動により、犯罪被害者等に対し二次被害を与えることがないように、犯罪被害者等支援に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援従事者に対する支援)

第十一条 県は、支援従事者が犯罪被害者等支援を行う過程において犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するため、支援従事者に対する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第十二条 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市町に対する支援等)

第十三条 県は、市町が相談体制の充実その他の犯罪被害者等支援施策を実施するに当たっては、情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 市町は、地域の状況に応じ、犯罪被害者等支援において、県と相互に連携し、協力するものとする。

(財政上の措置)

第十四条 県は、犯罪被害者等支援施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

(相談及び情報の提供)

第十五条 県は、犯罪被害者等が早期に日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、専門的知識又は技能を有する者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十六条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 県は、犯罪被害者等が犯罪等による心理的外傷その他の心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償請求に関する支援)

第十八条 県は、犯罪被害者等の状況を踏まえ、犯罪被害者等が行う損害賠償請求に関し、情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十九条 県は、再被害及び二次被害を防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第二十条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図り、又は再被害及び二次被害を防止するため、県営住宅への優先的な入居その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第二十一条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等の就労に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備及び改善並びに二次被害の防止に向けた取組その他犯罪被害者等支援を促進できるよう、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の促進)

第二十二条 県は、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について県民の理解を深めるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう、犯罪被害を考える週間を設け、啓発を図るとともに情報の提供、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 犯罪被害を考える週間は、十一月二十五日から十二月一日までとする。

(学校における教育の促進)

第二十三条 県は、学校の設置者等と連携し、学校において児童、生徒等に対して犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を防止するための教育その他の必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第二十四条 県は、個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及び関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。支援従事者が個人情報を取り扱う場合も同様とする。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

三重県犯罪被害者等見舞金給付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三重県犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）の給付について、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）、環境生活部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第243号）及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡、重傷病又は精神疾患をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害を受けた者及びその遺族をいう。
- (5) 重傷病 負傷または疾病にかかる身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたものをいう。
- (6) 精神疾患 刑法犯罪のうち、個人の生命及び身体を侵害する度合いが高い特定の犯罪である殺人未遂、強盗、強姦等、強制わいせつ、略取誘拐及び人身売買（殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む。）の被害を受けたことを起因とする精神的衝撃による精神の被害であって、その療養に要する期間が3か月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたものをいう。
- (7) 犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合は、その遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病又は精神疾患を負った場合は、医師の診断により重傷病又は精神疾患であると診断された日をいう。

(見舞金の種類、給付額及び給付対象者)

第3条 見舞金の種類、給付額及び給付対象者は、次の各号に定めるところとする。

なお、同一の世帯において給付対象者が複数いる場合、又は、給付対象者が複数の給付を受けることとなる場合には、上限を60万円として給付する。

- (1) 遺族見舞金
 - ア 給付額
60万円
 - イ 給付対象者
犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族（第3条第1項第2号、同項第

3号に定める給付後死亡した者の遺族を含む)であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有する第4条第3項から第4項に定める第1順位遺族

(2) 重傷病見舞金

ア 給付額

20万円

イ 給付対象者

当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有する第2条第1項第5号にいう犯罪被害者

(3) 精神療養見舞金

ア 給付額

5万円

イ 給付対象者

当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有する第2条第1項第6号にいう犯罪被害者

(4) 前三号に掲げる見舞金について、給付対象者が、やむを得ない事情により住民登録をせずに県内に居住している場合は、県内に居住していることが客観的に確認できる書類の提出により「県内に住所を有している者」とみなすことができる。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族見舞金の給付対象者は、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯(以下「同一生計維持世帯」という。)における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹(以下「生計維持遺族」という。)

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪被害者の死亡の当時、胎児であった子がその後出生した場合において、前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡の当時、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときは同項第2号の子とし、その他のときにあつては、同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金給付対象の遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後とする。

ただし、第1順位遺族が当該見舞金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該見舞金の申請をすることができない。

4 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金の給付を受けることができる先順位若しくは同順位遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の給付を受けることができない遺族としない。

(見舞金を給付しないことができる場合)

第5条 知事は、次の各号に掲げる場合は、見舞金を給付しないことができる。

- (1) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があったとき。
ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。
- (2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 犯罪被害者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に定める暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であったとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を給付することが社会通念上適切でない認められるとき。

(見舞金の給付の申請)

第6条 遺族見舞金の給付を申請しようとする場合は、三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）給付申請書（様式第1号）及び犯罪被害申告書（様式第2号）に、次の各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

ただし、申請を行う者が未成年者又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請ができない場合は、当該申請を行う者の法定代理人が代理申請できる。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- (2) 申請を行う者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- (3) 申請を行う者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (4) 申請を行う者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び申請を行う者の親族、友人、隣人等の申述書等）
- (5) 申請を行う者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）
- (6) 申請を行う者が生計維持遺族であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
- (7) 遺族見舞金の給付を受けることができる遺族が2人以上あるときは、三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（様式第3号）
- (8) 犯罪被害にあった事実を認めることができる書類（盗難等被害届出証明書、交通事故証明書等）

(9) その他、知事が必要と認める書類

2 重傷病見舞金・精神療養見舞金の給付を申請しようとする場合は、三重県犯罪被害者等見舞金（重傷病・精神療養見舞金）給付申請書（様式第4号）及び犯罪被害申告書（様式第2号）に、次の各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

ただし、申請を行う者が未成年者又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請ができない場合は、当該申請を行う者の法定代理人が代理申請することができる。

(1) 重傷病・精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書

診断書には、受傷日、療養期間、入院日数、病名を明記すること。精神療養見舞金にかかるものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができないことを明記すること。

(2) 犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）

(3) 犯罪被害にあった事実を認めることができる書類（盗難等被害届出証明書、交通事故証明書等）

(4) その他、知事が必要と認める書類

(給付の申請の期限)

第7条 前条の規定による申請は、当該犯罪被害を知った日から1年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

なお、重傷病見舞金、精神療養見舞金の給付を受けた者が、遺族見舞金の給付を受ける場合であっても、犯罪被害を知った日から1年を経過したときには、これを行うことができない。

ただし、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条第1項各号に定める危険運転致死傷にあっては、故意による犯罪であることを知った日から、1年以内に限り、当該申請をすることができる。

(給付の決定等)

第8条 知事は、第6条の規定による申請があった場合は審査を行った後、見舞金を給付する旨又は給付しない旨の決定を行わなければならない。

2 知事は、前項の決定を行った時は、速やかに、三重県犯罪被害者等見舞金給付決定通知書（様式第5号）又は三重県犯罪被害者等見舞金不給付決定通知書（様式第6号）により、申請を行った者に通知するものとする。

3 知事は、第1項に規定する見舞金の審査に際し、申請者等から当該申請にかかる状況等について調査をすることができる。この場合、知事は申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

4 前項の規定は、見舞金の給付決定後においても適用があるものとする。

(見舞金の請求)

第9条 前条に規定する通知により見舞金の給付決定を受けた者は、三重県犯罪被害者等見舞金給付請求書（様式第7号）により、知事に当該見舞金の給付を請求するものとする。

(給付の決定の取り消し)

第10条 知事は、見舞金の給付決定を受けた者が当該給付を受ける資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

2 知事は、見舞金を給付する旨の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

(見舞金の返還)

第11条 前条の規定により決定を取り消した場合において、既に見舞金が給付されているときは、当該見舞金の給付を受けた者は知事が定める日までに見舞金を返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、見舞金の給付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。

犯罪被害者等支援関連事業（令和2年度版）

令和2年8月

【作成】

三重県安全安心まちづくり・犯罪被害者等支援施策連絡会議

【問合わせ先】

環境生活部　くらし・交通安全課　くらし安全班

住　所　三重県津市広明町13番地

電　話　059-224-2664

F A X　059-224-3069

E-mail　anzen@pref.mie.lg.jp